

0001 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建設業法上、電気工事について建設業許可を受けずに請け負うことができる「軽微な建設工事」に該当する請負代金額の基準として正しいものはどれか。

- ア：500万円未満（建築一式以外の軽微工事基準を用いる）
- イ：500万円以下（500万円ちょうども軽微工事に含める）
- ウ：1,500万円未満（建築一式工事側の金額基準を適用する）
- エ：工期30日未満（金額ではなく工期だけで軽微工事を判定する）

答え・解説 正答：ア

- ア：建築一式工事以外の建設工事では、1件の請負代金が500万円未満の工事が軽微な建設工事である。
- イ：「未満」であり500万円ちょうども軽微工事の金額基準を満たさない。
- ウ：1,500万円未満は建築一式工事に関する基準の一部であり、電気工事には適用しない。
- エ：軽微工事の判定は工期ではなく、建設業法上の工事種類と請負代金等で行う。

総合解説：建築一式工事以外の建設工事では、1件の請負代金が500万円未満の工事が軽微な建設工事である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0002 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

同一の電気工事を正当な理由なく2契約に分割し、それぞれ300万円で請け負う場合、軽微な建設工事の判定として適切なものはどれか。

- ア：各契約が500万円未満なので必ず許可不要である
- イ：原則として各契約額ではなく合計600万円で判断する
- ウ：契約数が2件なら合計額にかかわらず許可不要である
- エ：請負代金ではなく材料費だけで判断する

答え・解説 正答：イ

- ア：分割契約により許可制度を潜脱することはできず、単純に各契約額だけを見るのは誤りである。
- イ：同一工事を分割して請け負う場合は、正当な理由がある場合を除き各契約の請負代金の合計額で判断する。
- ウ：契約件数そのものは軽微工事判定の基準ではない。
- エ：材料費だけではなく、法令上の請負代金額として判定する。

総合解説：同一工事を分割して請け負う場合は、正当な理由がある場合を除き各契約の請負代金の合計額で判断する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0003 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

発注者が電気設備機器を支給する工事で、請負契約額が430万円、支給材料の市場価格と運送費相当額が100万円である。軽微工事の判定で適切なものはどれか。

- ア：契約書上の430万円だけで判断する
- イ：支給材料は無償なので常に0円として扱う
- ウ：支給材料等の価格も加えて530万円として判断する
- エ：運送費だけを除外し500万円として判断する

答え・解説 正答：ウ

ア：契約書の請負額だけでは法令上の判定額を過小評価する場合がある。
イ：無償支給でも市場価格等を加算して判定するルールがある。
ウ：注文者が材料を提供する場合、その市場価格と運送費を請負代金に加えて軽微工事の金額を判断する。
エ：材料の市場価格だけでなく、運送費も含めて加算する。
総合解説：注文者が材料を提供する場合、その市場価格と運送費を請負代金に加えて軽微工事の金額を判断する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0004 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建設業許可における国土交通大臣許可と都道府県知事許可の区分を決める主な基準はどれか。

- ア：工事現場が2以上の都道府県にあるかどうか
- イ：請負金額が5,000万円を超えるかどうか
- ウ：従業員が50人を超えるかどうか
- エ：建設業を営む営業所を2以上の都道府県に設置するかどうか

答え・解説 正答：エ

ア：許可区分は工事現場の所在地ではなく、営業所の設置状況で決まる。
イ：5,000万円は特定建設業許可等に関係する金額で、大臣・知事の区分ではない。
ウ：従業員数は大臣・知事許可の区分基準ではない。
エ：営業所を2以上の都道府県に設ける場合は大臣許可、1都道府県内のみなら知事許可が基本である。
総合解説：営業所を2以上の都道府県に設ける場合は大臣許可、1都道府県内のみなら知事許可が基本である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0005 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

発注者から直接請け負った電気工事で、元請が下請契約を締結する場合、特定建設業の許可が必要となる下請代金額の基準として正しいものはどれか。

- ア：下請総額5,000万円以上（建築一式以外の特定建設業基準を用いる）
- イ：下請総額4,500万円以上（改正前の金額基準を用いる）
- ウ：請負総額500万円以上（軽微工事の許可基準を用いる）
- エ：下請業者2社以上（社数だけで特定建設業を判定する）

答え・解説 正答：ア

- ア：建築一式以外では、発注者から直接請け負った者が下請に出す総額が5,000万円以上となる場合、特定建設業許可が必要となる。
- イ：4,500万円は改正前の基準で、現行基準は5,000万円である。
- ウ：500万円は軽微工事の許可基準に關係する金額であり、特定建設業の基準ではない。
- エ：下請業者の社数だけでは特定建設業許可の要否は決まらない。

総合解説：建築一式以外では、発注者から直接請け負った者が下請に出す総額が5,000万円以上となる場合、特定建設業許可が必要となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0006 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

建設業法上、下請代金総額5,000万円以上で特定建設業許可が必要となる者について正しいものはどれか。

- ア：すべての一次下請業者に一律に必要である
- イ：発注者から直接工事を請け負った建設業者が、その工事を一定額以上下請に出す場合である
- ウ：材料を納入する商社に必要である
- エ：発注者自身に必要である

答え・解説 正答：イ

- ア：一次下請であるというだけで、5,000万円基準による特定建設業許可が当然に必要なわけではない。
- イ：特定建設業許可の下請代金額要件は、発注者から直接請け負った元請業者について問題となる。
- ウ：材料売買のみを行う者は建設工事の請負とは別である。
- エ：発注者は建設業者として工事を請け負う者ではないため、この要件の主体ではない。

総合解説：特定建設業許可の下請代金額要件は、発注者から直接請け負った元請業者について問題となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0007 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建設業者が請け負った建設工事を施工するときの主任技術者または監理技術者の配置について、基本的な考え
方として正しいものはどれか。

- ア：請負金額が500万円未満でなければ技術者は不要である
- イ：本社に技術者が1人いれば全現場への配置に代えられる
- ウ：原則として工事現場ごとに主任技術者または監理技術者を置く
- エ：下請工事では技術者配置は一切不要である

答え・解説 正答：ウ

ア：500万円は許可の軽微工事基準であり、許可業者の技術者配置原則と同一ではない。
イ：営業所の技術者と現場技術者の役割は異なり、本社配置だけで現場配置を代替できるとは限らない。
ウ：許可を受けた建設業者は、請け負った建設工事について原則として現場ごとに主任技術者または監理技術者を配置する。
エ：下請業者も請け負った建設工事について技術者配置義務の対象となり得る。
総合解説：許可を受けた建設業者は、請け負った建設工事について原則として現場ごとに主任技術者または監理技術者を配置する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0008 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

特定建設業者が発注者から直接請け負った電気工事で、下請代金の総額が5,200万円となった。現場に配置す
べき技術者として適切なものはどれか。

- ア：請負金額にかかわらず主任技術者だけでよい
- イ：技術者の配置は不要である
- ウ：下請業者の主任技術者を元請の監理技術者として扱う
- エ：主任技術者ではなく、要件を満たす監理技術者を配置する

答え・解説 正答：エ

ア：この条件では監理技術者が必要であり、主任技術者だけでは足りない。
イ：建設業法上の技術者配置義務がなくなるわけではない。
ウ：元請の監理技術者は元請が適切に配置する必要がある。
エ：発注者から直接請け負った特定建設業者が、建築一式以外で5,000万円以上を下請に出す場合は監理技術者を配置する。
総合解説：発注者から直接請け負った特定建設業者が、建築一式以外で5,000万円以上を下請に出す場合は監理技術者を配置する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0009 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

公共性のある重要な電気工事で、主任技術者または監理技術者を工事現場ごとに専任で置くことが必要となる請負代金額の基準として正しいものはどれか。

- ア：4,500万円以上（電気工事の現場専任基準を用いる）
- イ：5,000万円以上（特定建設業の下請総額基準と混同する）
- ウ：500万円以上（軽微工事の許可基準と混同する）
- エ：9,000万円以上（建築一式工事の専任基準と混同する）

答え・解説 正答：ア

ア：建築一式以外の対象工事では、請負代金4,500万円以上が現場専任を要する金額基準である。
イ：5,000万円は特定建設業許可や監理技術者に関係する下請代金基準であり、専任基準とは異なる。
ウ：500万円は軽微工事の許可基準である。
エ：9,000万円は建築一式工事側の専任基準であり、電気工事の基準ではない。
総合解説：建築一式以外の対象工事では、請負代金4,500万円以上が現場専任を要する金額基準である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0010 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

建設業法上の「専任の主任技術者・監理技術者」の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア：専任とは必ず24時間現場に滞在することを意味する
- イ：原則としてその工事への専任を求めるものであり、専任という語だけから常時現場に滞在することまで一律に意味するものではない
- ウ：専任なら他の業務連絡や現場外での必要業務は一切できない
- エ：専任は工事金額にかかわらず全工事で必須である

答え・解説 正答：イ

ア：法令上の専任を24時間滞在と解するのは過剰である。
イ：専任は他工事との兼任を制限して工事への関与を確保する趣旨であり、単純に「常駐」と同義ではない。
ウ：工事の適正施工に必要な範囲の業務まで禁止する概念ではない。
エ：専任義務は対象工事・金額等の要件により生じる。
総合解説：専任は他工事との兼任を制限して工事への関与を確保する趣旨であり、単純に「常駐」と同義ではない。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0011 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

発注者から直接請け負った電気工事で、元請が締結する下請契約の総額が4,999万円である。他の条件を考えない場合、5,000万円基準に関する判断として正しいものはどれか。

- ア：5,000万円未満でも必ず特定建設業許可が必要である
- イ：4,500万円を超えた時点で現行制度でも必ず必要である
- ウ：この金額だけを理由に特定建設業許可が必要とはならない
- エ：下請業者が1社なら金額にかかわらず特定建設業許可が必要である

答え・解説 正答：ウ

ア：「以上」が基準であり、未満の金額を同じように扱うのは誤りである。
イ：4,500万円は旧基準であり、現行の特定建設業の下請代金基準ではない。
ウ：現行の建築一式以外の基準は5,000万円以上であり、4,999万円はその金額要件に達しない。
エ：社数ではなく下請代金総額などで判定する。
総合解説：現行の建築一式以外の基準は5,000万円以上であり、4,999万円はその金額要件に達しない。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0012 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

A県知事の建設業許可だけを受け、営業所もA県内に置く建設業者が、B県内の電気工事を請け負って施工することについて正しいものはどれか。

- ア：知事許可業者は許可した都道府県内でしか施工できない
- イ：B県で施工するには必ず国土交通大臣許可へ切り替える
- ウ：工事現場が県外なら建設業法は適用されない
- エ：許可の営業所区分と工事の施工区域は別であり、必要な条件を満たせばB県でも施工できる

答え・解説 正答：エ

ア：知事許可を施工地域の限定と理解するのは誤りである。
イ：営業所を2都道府県以上に設ける場合は大臣許可が問題となるが、県外施工だけで直ちに大臣許可になるわけではない。
ウ：県外工事にも建設業法は適用される。
エ：大臣許可・知事許可は営業所の設置区域による区分であり、許可を受けた建設業者が施工できる地域を限定するものではない。
総合解説：大臣許可・知事許可は営業所の設置区域による区分であり、許可を受けた建設業者が施工できる地域を限定するものではない。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0013 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

建設工事の請負契約を締結する際の建設業法上の基本原則として正しいものはどれか。

- ア：請負契約の当事者は各々対等な立場で合意に基づき公正な契約を締結し、誠実に履行する
- イ：元請は下請に対して一方的に条件を決定できる
- ウ：口頭合意であれば契約内容を明確にする必要はない
- エ：下請契約には建設業法の契約原則は適用されない

答え・解説 正答：ア

ア：建設工事の請負契約は、当事者が対等な立場で公正に締結し、誠実に履行することが基本である。
イ：元請・下請という立場の違いを理由に一方的な条件設定を正当化できない。
ウ：契約内容を明確にして紛争を防止することが重要である。
エ：下請契約も建設工事の請負契約として規制対象となる。
総合解説：建設工事の請負契約は、当事者が対等な立場で公正に締結し、誠実に履行することが基本である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0014 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

電気工事の下請契約について、契約書面を作成する時期として最も適切なものはどれか。

- ア：工事完成後に実績額だけを書面化する
- イ：工事着手前に契約内容を書面等で明確にする
- ウ：紛争が生じたときだけ書面化する
- エ：下請金額が500万円未満なら書面化は不要である

答え・解説 正答：イ

ア：完成後では施工条件や支払条件を事前に確認できず、契約適正化の趣旨に反する。
イ：建設工事の請負契約は、工事着手前に法定事項を明らかにした書面等で締結することが重要である。
ウ：紛争発生前から条件を明確にすることが必要である。
エ：軽微工事がどうかと請負契約内容を明確にする義務は別の論点である。
総合解説：建設工事の請負契約は、工事着手前に法定事項を明らかにした書面等で締結することが重要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0015 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

建設業法上、建設工事の請負契約書に記載する事項について正しいものはどれか。

- ア：請負代金だけ記載すればよい
- イ：工期は元請が後から自由に決められるため記載しない
- ウ：工事内容、請負代金、工期、支払条件、設計変更・不可抗力等の取扱いなど法定事項を明確にする
- エ：紛争解決方法は記載対象になり得ない

答え・解説 正答：ウ

- ア：代金だけでは契約内容として不十分である。
 - イ：工期は重要な契約条件であり、明確化が必要である。
 - ウ：法令は請負契約に関する複数の法定事項を定めており、工事内容・代金・工期・支払・変更等を明確にする。
 - エ：紛争解決に関する定めも契約事項の一つとして扱われる。
- 総合解説：法令は請負契約に関する複数の法定事項を定めており、工事内容・代金・工期・支払・変更等を明確にする。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0016 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：応用

元請が下請業者へ見積りを依頼する際の対応として適切なものはどれか。

- ア：工事名だけ伝え、施工条件は契約後に示す
- イ：見積期間は必ず当日に限定する
- ウ：材料費や労務費の条件は意図的に伏せる
- エ：契約内容に関する法定事項のうち請負代金額を除く事項をできる限り具体的に提示する

答え・解説 正答：エ

- ア：条件を示さなければ適正な見積りが困難になる。
 - イ：法令は工事規模に応じた見積期間を確保する考え方を採っており、常に当日回答を求めるのは不適切である。
 - ウ：必要費用の内訳や施工条件の適正な把握を妨げる行為は契約適正化に反する。
 - エ：適正な見積りのため、元請は工事内容や工期等の条件を具体的に示す必要がある。
- 総合解説：適正な見積りのため、元請は工事内容や工期等の条件を具体的に示す必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0017 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

下請予定価格が500万円未満の建設工事について、見積りを依頼してから入札・見積提出までに設ける期間の原則として正しいものはどれか。

- ア：1日以上（500万円未満の見積期間区分を用いる）
- イ：10日以上（500万円以上5,000万円未満の区分を用いる）
- ウ：15日以上（5,000万円以上の区分を用いる）
- エ：30日以上（法定区分にない一律期間を採る）

答え・解説 正答：ア

- ア：500万円未満の工事では、原則として1日以上の見積期間を設ける。
- イ：10日以上は500万円以上5,000万円未満の区分に対応する。
- ウ：15日以上は5,000万円以上の区分に対応する。
- エ：30日を一律に要求する規定ではない。

総合解説：500万円未満の工事では、原則として1日以上の見積期間を設ける。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0018 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

下請予定価格が5,000万円以上の建設工事について、原則として設けるべき見積期間はどれか。

- ア：1日以上（500万円未満の見積期間区分を用いる）
- イ：15日以上（5,000万円以上の見積期間区分を用いる）
- ウ：5日以上（法定区分にない期間を採る）
- エ：10日以上（500万円以上5,000万円未満の区分を用いる）

答え・解説 正答：イ

- ア：1日は500万円未満の区分である。
- イ：5,000万円以上の工事は、原則15日以上の見積期間を確保する。
- ウ：5日という法定区分ではない。
- エ：10日は500万円以上5,000万円未満の区分である。

総合解説：5,000万円以上の工事は、原則15日以上の見積期間を確保する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0019 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

2025年12月の建設業法改正完全施行後、建設工事の見積書に関する考え方として適切なものはどれか。

- ア：請負総額だけを示し、必要費用の内訳は一切示さないことが原則である
- イ：労務費は見積書に記載してはならない
- ウ：材料費・労務費・法定福利費等の必要費用や必要な工期に関する情報を適切に示す
- エ：安全衛生経費は常に0円として扱う

答え・解説 正答：ウ

ア：総額だけでは著しく低い価格や不適切な工期を判断しにくい。
イ：労務費は適正な契約の重要な費用要素である。
ウ：改正法では、適正な請負代金・工期確保のため材料費、労務費等の必要費用や必要日数を明確にする方向が強化された。
エ：安全衛生に必要な費用を実態に反して0円とすることは適切でない。
総合解説：改正法では、適正な請負代金・工期確保のため材料費、労務費等の必要費用や必要日数を明確にする方向が強化された。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0020 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

元請が自己の取引上の地位を利用し、下請業者に通常必要と認められる原価に満たない著しく低い請負代金を一方的に受け入れさせる行為について適切なものはどれか。

- ア：下請が一度署名すれば常に適法である
- イ：元請の利益確保のためなら制限はない
- ウ：工期が短ければ低価格でも必ず適法である
- エ：建設業法上問題となり得るため、適正な施工に必要な費用を踏まえて契約する

答え・解説 正答：エ

ア：形式的な署名だけで不当な取引条件が正当化されるわけではない。
イ：元請の利益だけを理由に下請へ不合理な負担を転嫁できない。
ウ：短工期はむしろ必要費用を増加させることもあり、低価格を正当化する一般的理由にはならない。
エ：取引上の地位を不当に利用して著しく低い請負代金を強いることは、適正施工や下請保護の観点から規制対象となる。
総合解説：取引上の地位を不当に利用して著しく低い請負代金を強いることは、適正施工や下請保護の観点から規制対象となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0021 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

建設工事の一括下請負について、建設業法上の原則として正しいものはどれか。

- ア：請け負った工事を実質的な関与なく一括して他人に請け負わせることは原則禁止される
- イ：元請が利益を得なければ自由に一括下請できる
- ウ：民間工事なら工事種類にかかわらず常に自由である
- エ：下請業者が希望すれば元請の関与は不要である

答え・解説 正答：ア

ア：いわゆる丸投げは施工責任が不明確になるため、建設業法で原則禁止されている。
イ：利益の有無だけで一括下請負の可否は決まらない。
ウ：民間工事にも一括下請負の規制があり、無条件に自由ではない。
エ：元請は施工計画、工程、品質、安全、技術的指導等に実質的に関与することが求められる。
総合解説：いわゆる丸投げは施工責任が不明確になるため、建設業法で原則禁止されている。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0022 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：応用

元請が下請代金から諸費用を控除する、いわゆる赤伝処理を行う場合の対応として適切なものはどれか。

- ア：控除理由を示さず元請の判断だけで自由に差し引く
- イ：控除の根拠・内容を契約前に明確にし、不当に低い請負代金とならないようにする
- ウ：下請業者に事後通知すれば金額にかかわらず適法である
- エ：安全協力費という名称なら実費と無関係に無制限に控除できる

答え・解説 正答：イ

ア：一方的で不明確な控除は適正な契約関係を損なう。
イ：控除を行う場合は内容・根拠を明確にし、下請に不当な負担を押し付けないことが重要である。
ウ：事後通知だけでは事前の合意・透明性の問題を解消しない。
エ：費目名を付ければ無制限に控除できるわけではなく、実態・契約内容が重要である。
総合解説：控除を行う場合は内容・根拠を明確にし、下請に不当な負担を押し付けないことが重要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0023 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

発注者から直接請け負った民間の電気工事で、施工体制台帳の作成が必要となる下請代金総額の基準として正しいものはどれか。

- ア：4,500万円以上（改正前の施工体制台帳基準を用いる）
- イ：500万円以上（軽微工事の許可基準と混同する）
- ウ：5,000万円以上（民間の電気工事における現行基準を用いる）
- エ：1億円以上（現行基準より大きい独自基準を採る）

答え・解説 正答：ウ

- ア：4,500万円は改正前の基準である。
- イ：500万円は軽微工事の許可基準であり施工体制台帳とは異なる。
- ウ：建築一式以外の民間工事では、下請代金総額5,000万円以上の場合に施工体制台帳作成義務が生じる。
- エ：1億円ではなく5,000万円が現行基準である。

総合解説：建築一式以外の民間工事では、下請代金総額5,000万円以上の場合に施工体制台帳作成義務が生じる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0024 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

公共工事を発注者から直接請け負い、下請契約を締結した場合の施工体制台帳について正しいものはどれか。

- ア：下請代金総額が5,000万円未満なら必ず不要である
- イ：下請業者が1社なら不要である
- ウ：工期が30日未満なら不要である
- エ：下請代金額にかかわらず作成が必要となる

答え・解説 正答：エ

- ア：民間工事の金額基準を公共工事へそのまま適用するのは誤りである。
- イ：下請業者の社数で免除される規定ではない。
- ウ：工期の長短で免除されるものではない。
- エ：公共工事では、下請契約を締結した場合、金額にかかわらず施工体制台帳作成義務がある。

総合解説：公共工事では、下請契約を締結した場合、金額にかかわらず施工体制台帳作成義務がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0025 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

施工体系図の主な目的として最も適切なものはどれか。

- ア：元請・下請各社の施工分担関係や技術者等を関係者が把握できるよう図示する
- イ：材料単価だけを一覧にする
- ウ：元請の会社組織図だけを示す
- エ：完成後の建物平面図を代用する

答え・解説 正答：ア

- ア：施工体系図は施工体制台帳に基づき、各下請負人の施工分担関係等を一目で把握できるようにするものである。
- イ：材料単価表は施工体系図の目的ではない。
- ウ：会社内部の組織だけでなく、工事に関与する施工体制を示す。
- エ：設計図・完成図とは役割が異なる。

総合解説：施工体系図は施工体制台帳に基づき、各下請負人の施工分担関係等を一目で把握できるようにするものである。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0026 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

施工体制台帳を作成する工事で、下請業者がさらに下請契約を締結した場合に施工体制を把握するため重要となるものはどれか。

- ア：下請業者は元請へ一切知らせない
- イ：再下請負通知を元請へ行い、下位の施工体制情報を反映させる
- ウ：完成後に口頭で報告すれば足りる
- エ：再下請がある場合は施工体系図から下請名を削除する

答え・解説 正答：イ

- ア：通知がなければ元請が実際の施工体制を把握できない。
- イ：元請が施工体制を正確に把握するため、再下請負に関する情報を通知し台帳・体系図へ反映する。
- ウ：工事中の適正管理に必要なため完成後の口頭報告だけでは不十分である。
- エ：再下請を隠すのではなく、施工分担を可視化することが制度の趣旨である。

総合解説：元請が施工体制を正確に把握するため、再下請負に関する情報を通知し台帳・体系図へ反映する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0027 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

建設業者の営業に関する帳簿について正しいものはどれか。

- ア：本社に1冊だけあれば全営業所で一切記録不要である
- イ：工事現場だけに置き営業所には不要である
- ウ：営業所ごとに帳簿を備え、請負契約等の必要事項を記載する
- エ：元請業者だけが対象で下請業者は対象外である

答え・解説 正答：ウ

ア：営業所ごとの管理が求められ、本社一括だけで済むとは限らない。
イ：帳簿は営業所に備える制度であり、工事現場のみの保管とは異なる。
ウ：建設業者は営業所ごとに帳簿を備え、営業に関する法定事項を記載・保存する。
エ：建設業者であれば元請・下請の立場だけで一律に免除されない。
総合解説：建設業者は営業所ごとに帳簿を備え、営業に関する法定事項を記載・保存する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0028 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

建設業者の帳簿の保存期間に関する基本的な取扱いとして正しいものはどれか。

- ア：すべて1年間でよい
- イ：すべて永久保存が法定されている
- ウ：住宅新築工事だけ3年間でよい
- エ：原則5年間保存し、発注者と締結した住宅新築工事に係るものは10年間保存する

答え・解説 正答：エ

ア：1年では法定保存期間を満たさない。
イ：すべて永久保存という規定ではない。
ウ：住宅新築工事は一般より長い保存が必要である。
エ：帳簿は原則5年間で、住宅新築工事に関する一定の帳簿は10年間保存する。
総合解説：帳簿は原則5年間で、住宅新築工事に関する一定の帳簿は10年間保存する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0029 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が保存すべき重要書類に関する取扱いとして適切なものはどれか。

- ア：完成図、発注者との打合せ記録、施工体系図など一定の書類を10年間保存する
- イ：施工体系図は完成と同時に必ず廃棄する
- ウ：打合せ記録は法令上保存対象になり得ない
- エ：完成図は下請業者に渡せば元請は保存不要である

答え・解説 正答：ア

ア：元請には施工責任の追跡性確保のため、完成図や打合せ記録、施工体系図等の一定書類を10年間保存する義務がある。
イ：完成後も施工体制確認に必要なため、直ちに廃棄するのは不適切である。
ウ：発注者との打合せ記録も保存対象に含まれる。
エ：元請自身の保存義務を下請への引渡しだけで免れるものではない。
総合解説：元請には施工責任の追跡性確保のため、完成図や打合せ記録、施工体系図等の一定書類を10年間保存する義務がある。
この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0030 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

建設業者が営業所の帳簿へ記録する事項として最も適切なものはどれか。

- ア：工事ごとの完成原価だけを記載し、請負契約の相手方や契約日は記載しない
- イ：請負契約の相手方、工事名、契約日、完成・引渡し等の契約履行に関する事項
- ウ：現場の日々の安全日誌だけを営業所の法定帳簿として代用する
- エ：請負契約の相手方は記載せず、工事名と請負金額だけを記載する

答え・解説 正答：イ

ア：原価情報だけでは建設業法上求められる請負契約・履行の記録を満たさない。
イ：帳簿は建設工事の請負契約と履行状況を追跡できるよう、契約・完成・引渡し等の必要事項を記録する。
ウ：安全日誌は重要な現場記録だが、営業所に備える建設業法上の帳簿とは役割が異なる。
エ：相手方など法定の契約情報を省略してよいわけではない。
総合解説：帳簿は建設工事の請負契約と履行状況を追跡できるよう、契約・完成・引渡し等の必要事項を記録する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0031 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

労働安全衛生法上、事業者の安全衛生上の基本的な対応として適切なものはどれか。

- ア：労働災害防止は労働者個人だけの責任とする
- イ：事故が起きるまで危険設備を使用し続ける
- ウ：法定の最低基準を守るだけでなく、労働者の安全と健康を確保するため必要な措置を講ずる
- エ：安全対策は工期に余裕がある場合だけ行う

答え・解説 正答：ウ

ア：労働者にも遵守義務はあるが、事業者の責任がなくなるわけではない。
イ：法は予防を目的としており、事故発生を待つ対応では不十分である。
ウ：事業者には危険防止措置等を講じ、労働者の安全と健康を確保する責務がある。
エ：工期にかかわらず必要な安全衛生措置を実施する必要がある。
総合解説：事業者には危険防止措置等を講じ、労働者の安全と健康を確保する責務がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0032 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

事業者が墜落制止用器具の使用など必要な安全措置を定めた場合、労働者の対応として適切なものはどれか。

- ア：経験が10年以上あれば安全措置を自由に無視できる
- イ：作業能率が下がる場合は保護具を外す
- ウ：同僚が使用していなければ自分も従う必要はない
- エ：定められた安全措置を守り、災害防止に必要な事項に従う

答え・解説 正答：エ

ア：経験年数で法令上の安全措置が免除されるわけではない。
イ：能率を理由に必要な保護具を外すのは不適切である。
ウ：周囲の違反が自分の遵守義務をなくすことはない。
エ：労働者にも事業者が講じた労働災害防止措置に応じて必要事項を守る義務がある。
総合解説：労働者にも事業者が講じた労働災害防止措置に応じて必要事項を守る義務がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0033 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

新たに労働者を雇い入れた場合の安全衛生教育について、原則として適切なものはどれか。

- ア：従事する業務に関する安全衛生教育を行う
- イ：経験者であれば会社としての教育は一切不要である
- ウ：事故を起こした者だけに行う
- エ：雇入れから1年後に初めて行う

答え・解説 正答：ア

- ア：事業者は労働者を雇い入れたとき、業務に必要な安全衛生教育を行うことが基本である。
- イ：経験があっても新たな職場・設備・ルールに関する教育が必要となる。
- ウ：事故後だけでなく就業開始時の予防教育が重要である。
- エ：教育は雇入れ時に行う趣旨であり、1年後まで待つものではない。

総合解説：事業者は労働者を雇い入れたとき、業務に必要な安全衛生教育を行うことが基本である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0034 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

電気工事作業員を、従来と大きく異なる危険性を伴う作業へ配置転換する場合の安全衛生教育として適切なものはどれか。

- ア：雇入れ時教育を受けていれば永久に追加教育は不要である
- イ：作業内容を変更したときに必要な安全衛生教育を実施する
- ウ：作業開始後に事故がなければ教育する
- エ：作業者本人が不要と言えれば必ず省略できる

答え・解説 正答：イ

- ア：雇入れ時教育だけでは変更後の危険を十分にカバーできない場合がある。
- イ：作業内容の変更時は、新たな危険や作業方法に対応する安全衛生教育が必要である。
- ウ：予防のため作業開始前に必要な内容を教育すべきである。
- エ：本人の希望だけで法令上必要な教育を免除できない。

総合解説：作業内容の変更時は、新たな危険や作業方法に対応する安全衛生教育が必要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0035 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

危険または有害な業務で法令により特別教育が必要とされる作業に労働者を就かせる場合、適切な対応はどれか。

- ア：口頭で「気を付けるように」と伝えるだけでよい
- イ：熟練者の隣に立たせれば教育は不要である
- ウ：所定の特別教育を実施したうえで業務に就かせる
- エ：本人の自己申告だけで受講済みとみなす

答え・解説 正答：ウ

- ア：単なる注意だけでは所定の教育に代えられない。
- イ：熟練者の存在と法定教育は別である。
- ウ：特別教育対象業務では、事業者が法令に沿った教育を行ったうえで就業させる必要がある。
- エ：必要な教育の実施・確認を適切に行う必要がある。

総合解説：特別教育対象業務では、事業者が法令に沿った教育を行ったうえで就業させる必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0036 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

労働安全衛生法令で作業主任者の選任が必要な作業について、適切な対応はどれか。

- ア：作業者が多ければ資格要件を満たさなくてもよい
- イ：現場代理人がいれば作業主任者制度は常に不要である
- ウ：作業主任者は事故後にだけ選任する
- エ：資格要件を満たす者から作業主任者を選任し、法定の職務を行わせる

答え・解説 正答：エ

- ア：人数の多さは資格要件を代替しない。
- イ：現場代理人と労働安全衛生法上の作業主任者は別制度である。
- ウ：作業主任者は災害予防のため作業前から選任する。
- エ：対象作業では所定の資格を有する者から作業主任者を選任し、作業方法の決定・指揮等の職務を行わせる。

総合解説：対象作業では所定の資格を有する者から作業主任者を選任し、作業方法の決定・指揮等の職務を行わせる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0037 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

事業場でリスクアセスメントを行う際の進め方として適切なものはどれか。

- ア：危険性・有害性を特定し、リスクを見積もって優先度を付け、低減措置を検討する
- イ：事故件数だけを数え、危険源は調べない
- ウ：保護具だけを最初から唯一の対策と決める
- エ：一度実施したら設備や作業方法が変わっても見直さない

答え・解説 正答：ア

- ア：リスクアセスメントでは危険源を洗い出し、リスクを評価して優先的に低減する。
- イ：事故件数は参考情報だが、潜在的危険の特定を省略できない。
- ウ：危険源除去や工学的対策など、より根本的な措置も検討する。
- エ：設備・作業変更等に応じて見直す必要がある。

総合解説：リスクアセスメントでは危険源を洗い出し、リスクを評価して優先的に低減する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0038 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

常時使用する労働者の健康管理について、事業者の対応として適切なものはどれか。

- ア：健康診断は本人の私生活なので事業者は一切関与しない
- イ：法令に基づく健康診断を実施し、必要な事後措置につなげる
- ウ：労働災害が起きた年だけ実施する
- エ：健康診断結果は作業配置に一切考慮してはならない

答え・解説 正答：イ

- ア：職業上の健康確保は事業者の安全衛生管理の一部である。
- イ：事業者は対象労働者に健康診断を実施し、その結果に基づく健康管理を行う。
- ウ：事故の有無とは別に法令上の健康診断を実施する。
- エ：医師の意見等を踏まえて就業上の措置を検討する場合がある。

総合解説：事業者は対象労働者に健康診断を実施し、その結果に基づく健康管理を行う。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0039 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

健康診断で所見のある労働者が確認された場合の事業者の対応として適切なものはどれか。

- ア：結果を保管せず直ちに廃棄する
- イ：本人に知らせず必ず同じ危険作業へ配置する
- ウ：医師等の意見を聴き、必要に応じて作業転換や労働時間短縮等の措置を検討する
- エ：医師の意見を聴くことは禁止されている

答え・解説 正答：ウ

ア：健康情報には適切な管理・記録が必要であり、直ちに廃棄するのは不適切である。
イ：健康状態に応じて配置や労働時間を見直すことがある。
ウ：健康診断結果について医師等の意見を聴き、就業上必要な措置を講じる仕組みがある。
エ：むしろ医師の専門的意見を活用して適切な措置を判断する。
総合解説：健康診断結果について医師等の意見を聴き、就業上必要な措置を講じる仕組みがある。 この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0040 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

建設業の事業場で安全管理者の選任が必要となる常時使用労働者数の基準として正しいものはどれか。

- ア：10人以上（小規模事業場の人数を基準とみなす）
- イ：100人以上（建設業の安全管理者基準を大きく見積もる）
- ウ：300人以上（別の管理体制に関する人数と混同する）
- エ：50人以上（建設業の安全管理者選任基準を用いる）

答え・解説 正答：エ

ア：10人以上50人未満では安全管理者の法定選任基準には達しない。
イ：建設業では100人ではなく50人が基準である。
ウ：300人は別の管理体制に関係することがあるが、安全管理者の基本選任基準ではない。
エ：建設業は安全管理者を選任すべき業種であり、常時50人以上を使用する事業場が対象となる。
総合解説：建設業は安全管理者を選任すべき業種であり、常時50人以上を使用する事業場が対象となる。 この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0041 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

衛生管理者を選任すべき事業場の規模として正しいものはどれか。

- ア：業種を問わず常時50人以上の労働者を使用する事業場
- イ：建設業だけ常時500人以上
- ウ：常時10人以上なら全事業場で必ず衛生管理者
- エ：労働者数にかかわらず選任義務はない

答え・解説 正答：ア

- ア：衛生管理者は常時50人以上の労働者を使用する事業場で選任が必要である。
- イ：建設業に限った500人基準ではない。
- ウ：10～49人規模には衛生推進者等の別制度が関係するが、衛生管理者の基準は50人以上である。
- エ：法令上明確な選任義務がある。

総合解説：衛生管理者は常時50人以上の労働者を使用する事業場で選任が必要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0042 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

産業医を選任しなければならない事業場の基本的な規模要件として正しいものはどれか。

- ア：常時5人以上の事業場
- イ：常時50人以上の労働者を使用する事業場
- ウ：常時500人以上の建設現場だけ
- エ：労働者数ではなく工事金額5,000万円以上だけで決まる

答え・解説 正答：イ

- ア：5人は法定選任基準ではない。
- イ：産業医は原則として常時50人以上の労働者を使用する事業場で選任が必要となる。
- ウ：500人に限定されず50人から対象となる。
- エ：工事金額ではなく事業場の労働者数等で判断する。

総合解説：産業医は原則として常時50人以上の労働者を使用する事業場で選任が必要となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0043 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

建設業で常時50人の労働者を使用する事業場の安全衛生委員会制度について正しいものはどれか。

- ア：安全委員会も衛生委員会も設置対象外である
- イ：衛生委員会だけは100人以上でなければ設置できない
- ウ：安全委員会と衛生委員会の設置対象となり、両者に代えて安全衛生委員会を設置することもできる
- エ：安全委員会は300人以上でなければ設置できない

答え・解説 正答：ウ

ア：建設業50人は両委員会の対象となる。
イ：衛生委員会の基準は50人以上である。
ウ：建設業は常時50人以上で安全委員会が必要で、衛生委員会も全業種で50人以上が対象である。両者に代えて安全衛生委員会とすることができる。
エ：建設業の安全委員会も50人以上が基準である。
総合解説：建設業は常時50人以上で安全委員会が必要で、衛生委員会も全業種で50人以上が対象である。両者に代えて安全衛生委員会とすることができる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0044 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

労働災害が発生した現場での対応として、法令遵守の観点から最も適切なものはどれか。

- ア：工事評価を下げないため災害を記録から消す
- イ：軽微に見える災害は本人に口止めする
- ウ：原因調査を行わず同じ作業を直ちに再開する
- エ：必要な救護・二次災害防止を行い、法令に基づく報告を適正に行って原因分析と再発防止につなげる

答え・解説 正答：エ

ア：労災かくしは安全衛生行政を妨げ、重大な法令違反につながる。
イ：災害情報を隠すのではなく適正に扱う必要がある。
ウ：原因を確認せず再開すると同種災害を繰り返すおそれがある。
エ：災害時は人命保護と二次災害防止を優先し、必要な報告を行い再発防止策を講じる。
総合解説：災害時は人命保護と二次災害防止を優先し、必要な報告を行い再発防止策を講じる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0045 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

労働基準法上の法定労働時間の原則として正しいものはどれか。

- ア：1日8時間・1週40時間（法定労働時間の原則を用いる）
- イ：1日10時間・1週50時間（法定上限を拡大して考える）
- ウ：1日8時間・1週48時間（旧来の週時間と混同する）
- エ：1日12時間・週上限なし（週の法定上限を設けない考え方）

答え・解説 正答：ア

- ア：法定労働時間は原則として1日8時間、1週40時間である。
- イ：1日10時間・週50時間は法定の原則を超える。
- ウ：週48時間ではなく40時間が原則である。
- エ：1日・1週とも上限が定められている。

総合解説：法定労働時間は原則として1日8時間、1週40時間である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0046 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：応用

ある日の労働時間が9時間となる場合、労働基準法上与えるべき休憩時間の最低基準として正しいものはどれか。

- ア：15分以上（短時間の休憩で足りると考える）
- イ：1時間以上（8時間超の労働に必要な最低休憩を用いる）
- ウ：30分以上（8時間超でも30分で足りると考える）
- エ：45分以上（6時間超8時間以下の基準を適用する）

答え・解説 正答：イ

- ア：15分では最低基準を満たさない。
- イ：労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩が必要である。
- ウ：30分では不足する。
- エ：45分は6時間を超え8時間以下の場合の最低基準であり、9時間では1時間必要である。

総合解説：労働時間が8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩が必要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0047 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

労働基準法上の休日の原則として正しいものはどれか。

- ア：毎月1回だけ休日を与えればよい
- イ：1年に1回休日を与えればよい
- ウ：毎週少なくとも1回の休日を与える
- エ：法定休日は一切必要ない

答え・解説 正答：ウ

ア：月1回では原則を満たさない。

イ：年1回では不足する。

ウ：使用者は原則として労働者に毎週少なくとも1回の休日を与える必要がある。

エ：休日に関する法定基準が存在する。

総合解説：使用者は原則として労働者に毎週少なくとも1回の休日を与える必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0048 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

法定労働時間を超える時間外労働や法定休日労働を命じる場合の36協定について、正しいものはどれか。

- ア：会社の口頭命令だけで無制限に時間外労働させられる
- イ：労働者が1人でも同意すれば事業場全体の手続は不要である
- ウ：建設業には36協定制度が適用されない
- エ：労使で36協定を締結し、所轄労働基準監督署長への届出等の必要な手続を行う

答え・解説 正答：エ

ア：使用者の一方的命令だけでは法的根拠にならない。

イ：法定の労使協定手続を省略できない。

ウ：建設業にも36協定と上限規制が適用される。

エ：法定時間外・休日労働を行わせるには、労基法36条に基づく協定と届出が必要である。

総合解説：法定時間外・休日労働を行わせるには、労基法36条に基づく協定と届出が必要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0049 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

2024年4月以降の建設業における時間外労働の上限について、原則として正しいものはどれか。

- ア：月45時間・年360時間（建設業にも適用される原則上限を用いる）
- イ：月60時間・年600時間（別の割増賃金基準と混同する）
- ウ：月80時間・年960時間（過大な上限値を採る）
- エ：上限規制なし（建設業は適用除外のままと考える）

答え・解説 正答：ア

- ア：建設業にも原則月45時間・年360時間の上限規制が適用されている。
- イ：この数値は法定の原則上限ではない。
- ウ：過大な数値であり原則上限を超える。
- エ：2024年4月以降は建設業も上限規制の対象である。

総合解説：建設業にも原則月45時間・年360時間の上限規制が適用されている。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0050 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

建設業で臨時的な特別の事情があり、36協定に特別条項を設ける場合でも、通常の建設事業における時間外労働の年上限として正しいものはどれか。

- ア：年1,000時間以内（法定上限より大きい年間枠を採る）
- イ：年720時間以内（特別条項時の年間上限を用いる）
- ウ：年360時間を超えない（特別条項でも原則上限を固定する）
- エ：年間上限なし（特別条項を無制限とみなす）

答え・解説 正答：イ

- ア：1,000時間は法定上限を超える。
- イ：特別条項がある場合でも、時間外労働は年720時間以内という上限がある。
- ウ：特別条項により原則360時間を超える場合はあり得るが、さらに上位の上限がある。
- エ：特別条項でも無制限にはならない。

総合解説：特別条項がある場合でも、時間外労働は年720時間以内という上限がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0051 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

通常の建設事業で特別条項を適用する場合、時間外労働と休日労働の合計について1か月の上限として正しいものはどれか。

- ア：100時間以下（単月基準の「未満」を「以下」と扱う）
- イ：120時間未満（法定上限より大きい値を採る）
- ウ：100時間未満（時間外＋休日労働の単月上旬限を用いる）
- エ：上限なし（特別条項なら単月上旬限がないと考える）

答え・解説 正答：ウ

- ア：「未満」であり100時間ちょうどは認められない。
- イ：120時間未満では法定上限を超える。
- ウ：時間外労働と休日労働の合計は、単月100時間未満でなければならない。
- エ：通常の建設事業では上限がある。

総合解説：時間外労働と休日労働の合計は、単月100時間未満でなければならない。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0052 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

建設業の長時間労働を複数月で管理する場合、特別条項を適用していても2～6か月を通じて守るべき「時間外労働＋休日労働」の平均上限はどれか。

- ア：100時間以内（単月の100時間未満基準と混同する）
- イ：120時間以内（複数月平均の上限を大きく見積もる）
- ウ：平均規制なし（複数月平均の規制を適用しない）
- エ：80時間以内（2～6か月平均の上限を用いる）

答え・解説 正答：エ

- ア：100時間は単月の「未満」基準と混同している。
- イ：120時間は上限を大きく超える。
- ウ：複数月平均の上限規制が存在する。
- エ：2～6か月平均では、時間外労働と休日労働を合わせて80時間以内とする必要がある。

総合解説：2～6か月平均では、時間外労働と休日労働を合わせて80時間以内とする必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0053 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

特別条項を適用する場合でも、月45時間を超える時間外労働が認められる月数の上限として正しいものはどれか。

- ア：年6か月まで（月45時間超が許される回数上限を用いる）
- イ：年12か月すべて（毎月45時間超を許容する）
- ウ：年10か月まで（法定回数より多い月数を選ぶ）
- エ：回数制限なし（特別条項なら回数制限がないと考える）

答え・解説 正答：ア

- ア：月45時間を超えることができるのは年6か月までである。
- イ：毎月45時間を超える運用は認められない。
- ウ：10か月という基準ではない。
- エ：特別条項にも回数制限がある。

総合解説：月45時間を超えることができるのは年6か月までである。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0054 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：応用

法定の割増賃金率の原則的な組合せとして正しいものはどれか。

- ア：時間外10％・休日10％・深夜10％（すべて同じ低い率を選ぶ）
- イ：時間外25％以上・法定休日35％以上・深夜25％以上（原則の法定最低率を用いる）
- ウ：時間外25％・休日25％・深夜0％（休日と深夜の率を低く扱う）
- エ：時間外50％・休日0％・深夜0％（月60時間超の率だけを一般化する）

答え・解説 正答：イ

- ア：いずれも法定最低率を下回る。
- イ：原則として時間外は25％以上、法定休日は35％以上、深夜は25％以上の割増率が適用される。
- ウ：法定休日労働は35％以上であり、深夜割増も存在する。
- エ：すべてをこの組合せで扱うのは誤りである。なお月60時間超の時間外には別の50％以上の基準がある。

総合解説：原則として時間外は25％以上、法定休日は35％以上、深夜は25％以上の割増率が適用される。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0055 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

建設業の事業主が労働者を1人でも雇用して事業を行う場合の労災保険について、原則として正しいものはどれか。

- ア：正社員が100人以上でなければ対象外である
- イ：パートタイマーしかいなければ必ず対象外である
- ウ：労災保険の適用事業として必要な保険関係・手続の対象となる
- エ：労災保険は任意の民間保険なので法令上の制度はない

答え・解説 正答：ウ

ア：100人という適用基準ではない。
イ：パート等も労働者に該当すれば対象となる。
ウ：労働者を使用する事業は原則として労災保険の適用対象となり、雇用形態だけで除外されない。
エ：労災保険は法律に基づく公的保険制度である。
総合解説：労働者を使用する事業は原則として労災保険の適用対象となり、雇用形態だけで除外されない。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0056 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

労働者を使用せず自ら建設工事に従事する一人親方の労災保険について正しいものはどれか。

- ア：一人親方は必ず一般労働者として自動加入する
- イ：一人親方はどのような制度でも労災補償を受ける方法がない
- ウ：元請会社が口頭承認すれば自動的に一般労災へ加入する
- エ：本来の労働者向け適用とは別に、一定の要件で特別加入制度を利用できる

答え・解説 正答：エ

ア：一人親方は通常、雇用される労働者ではないため自動的な一般適用とは異なる。
イ：特別加入という保護制度がある。
ウ：元請の口頭承認だけで保険関係が成立する制度ではない。
エ：一人親方等には、業務実態等を踏まえ一定要件の下で労災保険への特別加入制度が設けられている。
総合解説：一人親方等には、業務実態等を踏まえ一定要件の下で労災保険への特別加入制度が設けられている。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0057 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

労災保険が対象とする災害の基本的な区分として適切なものはどれか。

- ア：業務上の事由による災害と、一定の要件を満たす通勤による災害
- イ：休日の私的旅行中の事故だけ
- ウ：業務と無関係なすべての疾病
- エ：会社が故意に認めた事故だけ

答え・解説 正答：ア

- ア：労災保険は業務災害に加え、法令上の要件を満たす通勤災害も対象とする。
- イ：私的旅行中の事故が労災の中心対象になるわけではない。
- ウ：業務・通勤との関係が必要であり、すべての疾病が対象ではない。
- エ：会社の主観的承認だけで給付対象が決まるものではない。

総合解説：労災保険は業務災害に加え、法令上の要件を満たす通勤災害も対象とする。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0058 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

労災保険給付について、事業主の過失との関係として最も適切なものはどれか。

- ア：事業主が100%故意でなければ絶対に給付されない
- イ：業務上災害等の要件を満たせば、事業主に民事上の過失があることだけを給付の必須条件とはしない
- ウ：労働者に少しでも不注意があれば必ず不支給となる
- エ：民事訴訟で勝訴するまで労災請求はできない

答え・解説 正答：イ

- ア：故意の存在を一般的な給付要件とする制度ではない。
- イ：労災保険は労働者保護の公的補償制度で、民事上の過失責任の成立とは別に業務起因性等に基づいて判断される。
- ウ：労働者の不注意が少しあっただけで一律不支給になる制度ではない。
- エ：労災請求は民事訴訟の確定を前提としない。

総合解説：労災保険は労働者保護の公的補償制度で、民事上の過失責任の成立とは別に業務起因性等に基づいて判断される。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0059 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

機体重量3t以上の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務に就かせるために必要な資格として適切なものはどれか。

- ア：安全朝礼への参加だけ
- イ：普通自動車免許だけ
- ウ：所定の車両系建設機械運転技能講習の修了
- エ：現場経験1年だけ

答え・解説 正答：ウ

ア：朝礼は安全活動として重要だが就業資格を代替しない。

イ：公道運転免許と作業機械の就業資格は別である。

ウ：機体重量3t以上の対象車両系建設機械の運転業務には、法令上の技能講習修了等が必要である。

エ：経験年数だけでは法定資格に代えられない。

総合解説：機体重量3t以上の対象車両系建設機械の運転業務には、法令上の技能講習修了等が必要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0060 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

機体重量3t未満の対象となる車両系建設機械の運転業務について、一般的に必要な安全衛生教育として適切なものはどれか。

- ア：大型特殊免許だけで作業資格も自動的に満たす
- イ：教育は一切不要
- ウ：建設業許可を持つ会社なら個人教育不要
- エ：所定の特別教育

答え・解説 正答：エ

ア：道路交通法上の免許と労働安全衛生法上の就業要件は別である。

イ：小型でも危険性があるため教育制度がある。

ウ：会社の許可と労働者個人への安全衛生教育は別である。

エ：3t未満の対象車両系建設機械の運転は、特別教育の対象となる。

総合解説：3t未満の対象車両系建設機械の運転は、特別教育の対象となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0061 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

作業床の高さが10m以上となる高所作業車の運転業務に必要なものとして正しいものはどれか。

- ア：高所作業車運転技能講習の修了
- イ：フルハーネス特別教育だけ
- ウ：玉掛け技能講習だけ
- エ：普通自動車免許だけ

答え・解説 正答：ア

- ア：作業床高さ10m以上の高所作業車の運転業務は、所定の技能講習修了が必要となる。
- イ：墜落制止用器具の教育は別の安全要件であり、高所作業車の運転資格そのものを代替しない。
- ウ：玉掛けは荷をつり上げる作業の資格である。
- エ：公道走行の免許だけでは高所作業車の作業運転資格を満たさない。

総合解説：作業床高さ10m以上の高所作業車の運転業務は、所定の技能講習修了が必要となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0062 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

つり上げ荷重1t以上のクレーン等を用いる玉掛け業務に就かせる場合に必要な資格として正しいものはどれか。

- ア：クレーンの運転者がいれば玉掛け者は無資格でよい
- イ：玉掛け技能講習の修了
- ウ：普通自動車免許
- エ：電気工事士免状だけ

答え・解説 正答：イ

- ア：クレーン運転と玉掛けは役割・資格が別である。
- イ：つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛け業務は、玉掛け技能講習修了者が行う必要がある。
- ウ：自動車運転免許は玉掛け資格ではない。
- エ：電気工事士資格は電気工事の資格であり玉掛け業務の就業資格を代替しない。

総合解説：つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛け業務は、玉掛け技能講習修了者が行う必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0063 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

建設工事から生じる産業廃棄物について、排出事業者の原則的な位置づけとして正しいものはどれか。

- ア：発注者が必ず排出事業者となる
- イ：最も下位の下請業者が必ず排出事業者となる
- ウ：発注者から直接工事を請け負った元請業者が原則として排出事業者となる
- エ：廃棄物処理業者が排出前から排出事業者となる

答え・解説 正答：ウ

ア：発注者は工事を注文する立場であり、建設廃棄物の排出事業者は原則元請である。
イ：下請に作業をさせても、原則的な排出事業者の位置づけを単純に下請へ移すものではない。
ウ：建設工事では責任の所在を明確にするため、原則として元請業者が排出事業者とされる。
エ：処理業者は排出された廃棄物の処理を受託する者で、排出事業者とは役割が異なる。
総合解説：建設工事では責任の所在を明確にするため、原則として元請業者が排出事業者とされる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0064 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

元請業者が産業廃棄物の収集運搬・処分を許可業者へ委託した場合の責任について正しいものはどれか。

- ア：委託契約を結んだ瞬間に元請の責任はすべて消滅する
- イ：処理業者の許可証を確認する必要は一切ない
- ウ：処理終了を確認する必要はない
- エ：委託しても排出事業者として適正処理を確保する責任がある

答え・解説 正答：エ

ア：委託は責任の全面移転を意味しない。
イ：許可の範囲が委託する廃棄物・地域・処理内容に合うか確認が必要である。
ウ：マニフェスト等により処理終了を確認する必要がある。
エ：排出事業者は委託基準に従い、適切な業者選定・契約・処理終了確認等を行う責任を負う。
総合解説：排出事業者は委託基準に従い、適切な業者選定・契約・処理終了確認等を行う責任を負う。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0065 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

建設汚泥の処分を委託しようとする際、処分業者の選定で最も重要な確認事項はどれか。

- ア：委託する廃棄物の種類や処理方法が、その業者の許可の事業範囲に含まれているか確認する
- イ：会社名が有名なら許可内容は確認しない
- ウ：処理費が最安なら許可がなくても委託する
- エ：運搬許可があれば処分も自由に委託できる

答え・解説 正答：ア

- ア：処理業者は許可を受けた範囲でのみ受託できるため、許可証の品目・処理方法等を確認する。
- イ：知名度は法定許可の代わりにならない。
- ウ：無許可業者への委託は認められない。
- エ：収集運搬業と処分業は許可の内容が異なる。

総合解説：処理業者は許可を受けた範囲でのみ受託できるため、許可証の品目・処理方法等を確認する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0066 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

産業廃棄物の収集運搬と処分をそれぞれ外部業者へ委託する場合の契約方法として適切なものはどれか。

- ア：現場で口頭依頼だけして契約書は作らない
- イ：収集運搬業者・処分業者と、それぞれ事前に書面で委託契約を締結する
- ウ：運搬業者とだけ契約すれば処分業者との契約は不要である
- エ：処理終了後に初めて委託条件を決める

答え・解説 正答：イ

- ア：口頭だけでは法定の委託契約要件を満たさない。
- イ：委託基準に従い、収集運搬と処分について必要な相手方と事前に書面契約を締結する。
- ウ：処分を別業者へ委託するなら処分業者との契約も必要である。
- エ：委託条件は処理前に明確にする。

総合解説：委託基準に従い、収集運搬と処分について必要な相手方と事前に書面契約を締結する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0067 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の主な目的として最も適切なものはどれか。

- ア：工事の出来形寸法を記録する
- イ：作業員の勤怠だけを記録する
- ウ：委託した産業廃棄物の流れと処理終了を排出事業者が確認する
- エ：建設業許可番号を更新する

答え・解説 正答：ウ

ア：出来形管理票とは目的が異なる。
イ：勤怠管理の帳票ではない。
ウ：マニフェストは産業廃棄物の引渡しから処理終了までを追跡し、適正処理を確認する制度である。
エ：建設業許可の更新手続書類ではない。
総合解説：マニフェストは産業廃棄物の引渡しから処理終了までを追跡し、適正処理を確認する制度である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0068 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

電子マニフェストについて正しいものはどれか。

- ア：紙のマニフェストを写真撮影しただけのものをいう
- イ：廃棄物を無許可業者へ渡すことを認める制度である
- ウ：電子化すれば委託契約や許可確認が不要になる
- エ：指定情報処理センターを介し、電子情報で収集運搬・処分終了等を確認する仕組みである

答え・解説 正答：エ

ア：単なる画像保存では制度上の電子マニフェストとはいえない。
イ：電子化しても処理業者の許可要件は変わらない。
ウ：委託基準や許可確認など他の義務がなくなるわけではない。
エ：電子マニフェストは情報処理センターを利用して処理状況を電子的に管理する制度である。
総合解説：電子マニフェストは情報処理センターを利用して処理状況を電子的に管理する制度である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0069 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

紙マニフェストの写しの保存期間として正しいものはどれか。

- ア：5年間（紙マニフェストの法定保存期間を用いる）
- イ：1年間（短期保存で足りると思う）
- ウ：2年間（法定期間より短い保存期間を採る）
- エ：永久保存のみ（法定期間ではなく永久保存を必須とする）

答え・解説 正答：ア

ア：排出事業者等は法令に基づきマニフェストの所定の写しを5年間保存する。
イ：1年では保存期間が不足する。
ウ：2年でも不足する。
エ：法定期間は5年であり、すべて永久保存のみという規定ではない。
総合解説：排出事業者等は法令に基づきマニフェストの所定の写しを5年間保存する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0070 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

紙マニフェストを交付した排出事業者の年度ごとの報告について、適切なものはどれか。

- ア：紙マニフェストを使えば行政への報告制度は一切ない
- イ：事業場ごとに産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、所管行政庁へ提出する制度がある
- ウ：電子マニフェスト利用分も同じ紙交付状況報告を排出事業者が必ず二重提出する
- エ：報告は処分業者だけが行い排出事業者は関係ない

答え・解説 正答：イ

ア：紙マニフェストにも報告制度がある。
イ：紙マニフェスト交付分は、事業場ごと・年度ごとの交付等状況報告の対象となる。
ウ：電子マニフェストでは情報処理センターが情報を管理するため、同じ紙交付状況報告の取扱いとは異なる。
エ：排出事業者に関係する制度である。
総合解説：紙マニフェスト交付分は、事業場ごと・年度ごとの交付等状況報告の対象となる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0071 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

建設現場から廃棄物を搬出する際の基本的な管理として適切なものはどれか。

- ア：すべてを意図的に混合して処理先を不明にする
- イ：有害物と一般的な廃材を区分せず同じ容器に入れる
- ウ：種類・性状に応じて分別し、再生利用や適正処理がしやすい状態で排出する
- エ：再資源化可能物も必ず最終処分する

答え・解説 正答：ウ

- ア：混合は選別・再資源化を困難にし、不適正処理リスクを高める。
- イ：性状・有害性に応じた区分管理が必要である。
- ウ：建設廃棄物は分別排出を原則とし、再生利用や適正な処理につなげる。
- エ：再資源化が可能なものは有効利用を検討する。

総合解説：建設廃棄物は分別排出を原則とし、再生利用や適正な処理につなげる。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0072 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

元請の現場担当者が「廃棄物は下請が持ち出すので、処理先も契約も元請は確認しない」とした。この対応について適切な評価はどれか。

- ア：下請へ渡した時点で元請の責任は完全に消えるので適切である
- イ：廃棄物の量が少なければ無許可処理でもよい
- ウ：工事完成後なら不法投棄されても元請は確認不要である
- エ：不適切であり、元請は排出事業者として処理業者の選定・契約・マニフェスト等を適切に管理する

答え・解説 正答：エ

- ア：単に下請へ渡すだけで責任をなくすことはできない。
- イ：量が少ないことは無許可処理を正当化しない。
- ウ：処理終了確認まで適切な管理が必要である。
- エ：建設廃棄物の取扱いを下請任せにせず、元請が排出事業者として適正処理を確保することが重要である。

総合解説：建設廃棄物の取扱いを下請任せにせず、元請が排出事業者として適正処理を確保することが重要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0073 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

建設現場内で産業廃棄物を一時保管する場合の対応として適切なものはどれか。

- ア：飛散・流出・地下浸透・悪臭等を防止し、必要な囲い・掲示等を行って適正に保管する
- イ：道路上へ無表示で山積みにする
- ウ：雨水で流出する場所へ故意に置く
- エ：廃棄物の種類や管理者を一切分からない状態にする

答え・解説 正答：ア

- ア：保管基準に沿い、生活環境上の支障を防ぐ措置と必要な表示を行うことが重要である。
- イ：無秩序な道路上保管は安全・環境上不適切である。
- ウ：流出防止措置を講じる必要がある。
- エ：適切な管理・識別ができる状態にする。

総合解説：保管基準に沿い、生活環境上の支障を防ぐ措置と必要な表示を行うことが重要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0074 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

産業廃棄物の不法投棄防止の観点から、排出事業者の対応として最も適切なものはどれか。

- ア：処理費が極端に安ければ処理先を確認しない
- イ：委託先の許可・処理能力・処理経路を確認し、マニフェスト等で最終的な処理状況を追跡する
- ウ：現場から搬出されたらその後は一切確認しない
- エ：マニフェストが返らなくても放置する

答え・解説 正答：イ

- ア：極端な低価格は不適正処理リスクも考慮し、適切な確認が必要である。
- イ：排出事業者は委託先選定から処理終了確認まで管理し、不適正処理の兆候があれば対応する。
- ウ：搬出後も排出事業者責任に基づく確認が必要である。
- エ：マニフェスト未回収等は放置せず処理状況を確認する必要がある。

総合解説：排出事業者は委託先選定から処理終了確認まで管理し、不適正処理の兆候があれば対応する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0075 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建設リサイクル法の対象建設工事となる建築物の解体工事の規模基準として正しいものはどれか。

- ア：床面積50㎡以上（解体工事の基準を小さく見積もる）
- イ：床面積100㎡超（80㎡以上の基準を別の値に置き換える）
- ウ：床面積80㎡以上（建築物解体工事の規模基準を用いる）
- エ：請負代金500万円以上（その他工作物工事の金額基準を適用する）

答え・解説 正答：ウ

ア：50㎡ではない。
イ：「100㎡超」ではなく80㎡以上が基準である。
ウ：建築物の解体工事は床面積の合計80㎡以上が対象規模基準である。
エ：建築物解体は請負金額ではなく床面積基準が定められている。
総合解説：建築物の解体工事は床面積の合計80㎡以上が対象規模基準である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0076 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建築物を新築または増築するとき、建設リサイクル法の対象工事かを延べ床面積で判定する下限値はどれか。

- ア：床面積80㎡以上（建築物解体工事の規模基準を適用する）
- イ：請負代金500万円以上（その他工作物工事の金額基準を適用する）
- ウ：床面積1,000㎡以上（新築・増築基準を大きく見積もる）
- エ：床面積500㎡以上（建築物の新築・増築の規模基準を用いる）

答え・解説 正答：エ

ア：80㎡は建築物解体工事の基準である。
イ：500万円はその他工作物工事の請負代金基準である。
ウ：1,000㎡ではなく500㎡以上が基準である。
エ：建築物の新築・増築は床面積の合計500㎡以上が対象規模基準である。
総合解説：建築物の新築・増築は床面積の合計500㎡以上が対象規模基準である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0077 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建築物の修繕・模様替（リフォーム等）について、建設リサイクル法の対象建設工事となる請負代金額の基準はどれか。

- ア：請負代金1億円以上（建築物の修繕・模様替の規模基準を用いる）
- イ：請負代金500万円以上（その他工作物工事の基準を適用する）
- ウ：請負代金5,000万円以上（制度にない中間的な額を採る）
- エ：請負代金1,500万円以上（建築一式工事の別基準と混同する）

答え・解説 正答：ア

- ア：建築物の修繕・模様替等は請負代金1億円以上が対象規模基準である。
 - イ：500万円はその他工作物工事の基準である。
 - ウ：5,000万円ではない。
 - エ：1,500万円は建設リサイクル法のこの規模基準ではない。
- 総合解説：建築物の修繕・模様替等は請負代金1億円以上が対象規模基準である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0078 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建築物以外のその他工作物に関する工事（土木工事等）について、建設リサイクル法の対象規模基準として正しいものはどれか。

- ア：請負代金50万円以上（その他工作物工事の基準を小さく見積もる）
- イ：請負代金500万円以上（その他工作物工事の規模基準を用いる）
- ウ：床面積80㎡以上（建築物解体の面積基準を適用する）
- エ：請負代金5,000万円以上（現行基準を10倍にして扱う）

答え・解説 正答：イ

- ア：50万円ではない。
 - イ：その他工作物に関する工事は請負代金500万円以上が対象規模基準である。
 - ウ：床面積80㎡は建築物解体の基準である。
 - エ：5,000万円ではなく500万円が基準である。
- 総合解説：その他工作物に関する工事は請負代金500万円以上が対象規模基準である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0079 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：応用

建設リサイクル法で分別解体等・再資源化の対象となる「特定建設資材」の組合せとして正しいものはどれか。

ア：ガラス、石こうボード、塩化ビニル管、銅線だけ

イ：土砂、汚泥、廃油、蛍光灯だけ

ウ：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

エ：すべての建設資材が種類を問わず同一の特定建設資材である

答え・解説 正答：ウ

ア：これらは建設廃棄物となり得るが、建設リサイクル法の特定建設資材4区分とは異なる。

イ：土砂等をこの4区分として定めているわけではない。

ウ：法令はコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートを特定建設資材として定める。

エ：対象は法令で特定された資材であり、すべての資材が同じ扱いではない。

総合解説：法令はコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートを特定建設資材として定める。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0080 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建設リサイクル法の対象建設工事について、発注者または自主施工者が原則として行う事前届出の期限はどれか。

ア：工事着手当日まで

イ：工事完成後7日以内

ウ：工事着手の30日前までのみ

エ：工事着手の7日前まで

答え・解説 正答：エ

ア：当日届出では法定の事前期間を満たさない。

イ：完成後では事前届出にならない。

ウ：一律30日前ではなく7日前までが基本である。

エ：対象建設工事では、発注者等が工事着手の7日前までに都道府県知事等へ届け出る。

総合解説：対象建設工事では、発注者等が工事着手の7日前までに都道府県知事等へ届け出る。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0081 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

対象建設工事を請け負う元請業者が契約前に発注者へ行う対応として適切なものはどれか。

- ア：分別解体等の計画・方法など法定事項を記載した書面を交付して説明する
- イ：工事完了後まで何も説明しない
- ウ：口頭で工事名だけ告げれば必ず足りる
- エ：再資源化について発注者への説明は禁止されている

答え・解説 正答：ア

- ア：元請は対象建設工事の分別解体等に関する事項を契約前に書面で発注者へ説明する。
- イ：発注者が適正な契約判断を行うため事前説明が必要である。
- ウ：法定事項を明確にした書面説明が求められる。
- エ：再資源化を含む制度内容を適切に説明することが制度の趣旨である。

総合解説：元請は対象建設工事の分別解体等に関する事項を契約前に書面で発注者へ説明する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0082 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法の対象工事で、元請業者が下請業者へ工事を請け負わせる場合に適切な対応はどれか。

- ア：届出内容は元請の秘密なので下請には知らせない
- イ：都道府県知事等へ届け出た事項を下請業者へ告知する
- ウ：下請には再資源化義務がないため何も知らせない
- エ：工事完成後に初めて届出内容を知らせる

答え・解説 正答：イ

- ア：施工関係者へ必要事項を共有することが制度運用上重要である。
- イ：下請も分別解体等の適正施工に関与するため、元請は届出事項を告知する必要がある。
- ウ：下請施工部分にも分別解体等の基準が関係する。
- エ：施工前に必要な情報を共有するべきである。

総合解説：下請も分別解体等の適正施工に関与するため、元請は届出事項を告知する必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0083 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約で、通常の契約事項に加えて明確にすべき内容として適切なものはどれか。

- ア：再資源化施設は工事完了後に決めればよいので、契約時には分別解体等の方法だけを記載する
- イ：解体工事費と再資源化等の費用は総額に含まれていれば、制度上の契約事項として区分する必要はない
- ウ：分別解体等の方法、解体工事費、再資源化施設・費用など制度上必要な事項
- エ：分別解体等の方法は行政への届出だけに記載し、発注者との請負契約には反映しない

答え・解説 正答：ウ

ア：再資源化等の実施先・費用を含む必要事項は契約段階で明確にすることが重要である。
イ：対象工事の契約では解体・再資源化に関する費用等を法定事項として明確にする。
ウ：対象工事では分別解体・再資源化を適正に実施するため、方法や費用等の事項を契約で明確にする。
エ：行政への届出と発注者・受注者間の契約手続は別に必要で、届出だけでは契約上の明確化を代替しない。
総合解説：対象工事では分別解体・再資源化を適正に実施するため、方法や費用等の事項を契約で明確にする。 この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0084 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：応用

対象建設工事で特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した後、元請業者が行う対応として適切なものはどれか。

- ア：発注者へは一切報告せず記録も残さない
- イ：処理業者から請求書が届けば元請の業務は終了する
- ウ：再資源化施設名は絶対に記録してはならない
- エ：再資源化等の実施状況を発注者へ書面で報告する

答え・解説 正答：エ

ア：制度は処理結果の確認・透明性も重視している。
イ：費用支払いだけで完了報告義務を代替できない。
ウ：再資源化施設等の情報は報告・記録に関係する。
エ：元請は再資源化等の完了後、その実施状況を発注者に書面で報告する。
総合解説：元請は再資源化等の完了後、その実施状況を発注者に書面で報告する。 この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0085 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

騒音規制法に基づく建設作業騒音の規制について、基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア：指定地域内で政令に定める特定建設作業を行う場合に、騒音の大きさや作業時間等の規制が適用される
- イ：日本全国のすべての手作業に同一の数値規制が無条件で適用される
- ウ：工場の定常騒音だけが対象で建設作業は一切対象外である
- エ：工事費が500万円未満なら騒音規制は絶対に適用されない

答え・解説 正答：ア

- ア：騒音規制法は指定地域と特定建設作業の制度を設け、敷地境界の騒音や作業時間等を規制する。
- イ：地域指定や作業種類等の法的条件がある。
- ウ：建設作業にも特定建設作業として規制制度がある。
- エ：建設業法の工事金額と騒音規制法の適用は別の基準である。

総合解説：騒音規制法は指定地域と特定建設作業の制度を設け、敷地境界の騒音や作業時間等を規制する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0086 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

指定地域内の特定建設作業で騒音測定結果を規制基準と照合する場合、騒音規制法に基づく評価位置として適切なものはどれか。

- ア：騒音発生機械から一律1 m離れた位置で評価する
- イ：作業場所の敷地境界線で評価する
- ウ：作業員の耳元で評価する
- エ：最寄り住居の室内中央で評価する

答え・解説 正答：イ

- ア：特定建設作業の騒音基準は発生機械から一律1 mの位置で評価するものではない。
- イ：特定建設作業の騒音は、作業場所の敷地境界線における値を基準と照合する。
- ウ：作業員の耳元は労働衛生上の騒音ばく露評価には関係し得るが、この規制基準の評価位置ではない。
- エ：最寄り住居の室内中央を一律の評価位置とする基準ではない。

総合解説：騒音規制法の特定建設作業では、騒音の大きさだけでなく、どの位置で基準と照合するかを区別して覚える必要がある。規制基準の評価位置は作業場所の敷地境界線である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0087 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

くい打ち等の特定建設作業で地盤振動を管理する。振動規制法の基準に照らし、敷地境界線で超えてはならない値はどれか。

- ア：85 dBを超えない（特定建設作業の騒音基準を適用する）
- イ：100 dBを超えない（振動規制より大きい値を採る）
- ウ：75 dBを超えない（特定建設作業の振動基準を用いる）
- エ：数値基準はない（振動規制に数値基準がないと考える）

答え・解説 正答：ウ

- ア：85dBは特定建設作業騒音の基準と混同している。
- イ：100dBは基準を大きく上回る。
- ウ：特定建設作業の振動は敷地境界線で75dBを超えないことが基準である。
- エ：振動にも法令に基づく基準が定められている。

総合解説：特定建設作業の振動は敷地境界線で75dBを超えないことが基準である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0088 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

指定地域内の特定建設作業について、騒音・振動規制への対応として適切なものはどれか。

- ア：敷地境界の騒音・振動の数値基準だけを守れば、区域区分にかかわらず作業時間帯の制限は受けない
- イ：作業時間帯は全国一律であり、第1号区域と第2号区域を区別する必要はない
- ウ：日曜日・休日の規制だけ確認すればよく、1日当たりの作業時間や連続作業日数は確認しなくてよい
- エ：数値基準だけでなく、区域区分に応じた作業時間帯・1日当たり時間・連続日数・休日等も確認する

答え・解説 正答：エ

- ア：数値基準を満たしていても時間帯等の規制が別に適用される。
- イ：区域区分により禁止される時間帯などが異なる。
- ウ：1日当たりの作業時間、連続作業日数、休日等も規制項目となる。
- エ：特定建設作業には音・振動の大きさだけでなく、地域区分に応じた時間帯や作業日等の規制がある。

総合解説：特定建設作業には音・振動の大きさだけでなく、地域区分に応じた時間帯や作業日等の規制がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0089 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：応用

都市部の電気設備改修で騒音・振動を伴う機械を使用する。着工前の法令確認として最も適切なものはどれか。

- ア：国法の基準に加え、工事場所の指定地域・自治体条例・届出窓口等を確認する
- イ：全国で条件は完全に同じなので所在地確認は不要である
- ウ：建設業許可があれば環境規制は適用されない
- エ：近隣住民から苦情が出るまで法令を調べない

答え・解説 正答：ア

- ア：騒音・振動規制は地域指定や自治体の運用・条例が関係するため、所在地ごとの確認が必要である。
- イ：地域区分や条例により必要手続・上乗せ規制等が異なることがある。
- ウ：建設業許可は環境法令の適用を免除しない。
- エ：事前に規制を確認して予防的に対策することが必要である。

総合解説：騒音・振動規制は地域指定や自治体の運用・条例が関係するため、所在地ごとの確認が必要である。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0090 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

建築物等の解体・改造・補修工事における石綿対策として、着工前の対応で適切なものはどれか。

- ア：見た目では石綿がなさそうなら調査は一切不要とする
- イ：法令に基づき石綿含有建材の有無を事前調査し、必要な報告・掲示等を行う
- ウ：工事完成後に初めて石綿の有無を調べる
- エ：発注者が希望すれば法令上必要な調査も省略できる

答え・解説 正答：イ

- ア：外観だけで適法な事前調査に代えられない。
- イ：解体等工事では石綿含有の有無を事前に調査し、法令に応じて結果報告・掲示等を行う必要がある。
- ウ：石綿飛散防止のため着工前の確認が重要である。
- エ：当事者の希望で法定義務を自由に省略できない。

総合解説：解体等工事では石綿含有の有無を事前に調査し、法令に応じて結果報告・掲示等を行う必要がある。この論点では、適用対象・数値の境界（以上 / 未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0091 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る届出対象の特定粉じん排出等作業を行う場合、原則的な届出期限として正しいものはどれか。

- ア：作業開始1日前まで（事前期間を1日とする）
- イ：作業完了後14日以内（事後届出として扱う）
- ウ：作業開始14日前まで（届出対象作業の原則期限を用いる）
- エ：届出不要（対象作業にも届出制度がないと考える）

答え・解説 正答：ウ

ア：1日前では法定の事前期間を満たさない。
イ：事後届出を原則とする制度ではない。
ウ：届出対象となる特定粉じん排出等作業は、原則として作業開始14日前までに都道府県等へ届け出る。
エ：吹付け石綿等の対象作業には届出制度がある。
総合解説：届出対象となる特定粉じん排出等作業は、原則として作業開始14日前までに都道府県等へ届け出る。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0092 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：応用

石綿含有建材の除去等を行う際の飛散防止措置として適切なものはどれか。

- ア：飛散を早めるため乾燥した状態で強く破碎する
- イ：窓を全開にすれば集じん設備は常に不要である
- ウ：石綿粉じんが見えなければ保護措置をすべて省略する
- エ：作業種類に応じて隔離・養生、負圧化、集じん・排気、湿潤化等の法定作業基準を守る

答え・解説 正答：エ

ア：乾式で乱暴に破碎すると飛散リスクを高める。
イ：換気だけで法定の飛散防止措置を代替できない。
ウ：目視できない微細な繊維も問題となるため、見た目だけで省略できない。
エ：石綿作業では建材・作業方法に応じた隔離、負圧、HEPA集じん、湿潤化等の飛散防止基準を遵守する。
総合解説：石綿作業では建材・作業方法に応じた隔離、負圧、HEPA集じん、湿潤化等の飛散防止基準を遵守する。この論点では、適用対象・数値の境界（以上／未満）・義務を負う主体・手続の時期を分けて整理すると、誤答肢を判別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0093 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路に電線や電柱を設け、継続して道路を使用しようとする場合の道路法上の手続として正しいものはどれか。

- ア：あらかじめ道路管理者の道路占用許可を受ける
- イ：警察署長の建築確認を受ける
- ウ：河川管理者の土地占用許可だけを受ける
- エ：工事完成後に道路管理者へ事後報告すればよい

答え・解説 正答：ア

- ア：電線・電柱等を道路に設けて継続使用する行為は道路占用に当たり、道路管理者の許可が必要である。
- イ：警察署長は道路使用許可を扱うが、道路占用許可の主体ではない。
- ウ：河川法の許可は河川区域等に関するものである。
- エ：道路占用は原則として事前許可であり、完成後の報告だけでは足りない。

総合解説：電線・電柱等を道路に設けて継続使用する行為は道路占用に当たり、道路管理者の許可が必要である。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0094 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

公道上で電気工事のため掘削や高所作業車による作業を行い、交通に影響を及ぼす場合の道路交通法上の手続として適切なものはどれか。

- ア：道路管理者の河川占用許可を受ける
- イ：所轄警察署長の道路使用許可を受ける
- ウ：建築主事の完了検査を受ける
- エ：労働基準監督署長の道路占用許可を受ける

答え・解説 正答：イ

- ア：河川占用は別制度である。
- イ：道路において工事・作業を行う行為は道路交通法77条の道路使用許可対象であり、警察署長の許可を受ける。
- ウ：建築基準法の完了検査とは関係しない。
- エ：道路占用許可の主体は道路管理者であり、労働基準監督署長ではない。

総合解説：道路において工事・作業を行う行為は道路交通法77条の道路使用許可対象であり、警察署長の許可を受ける。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0095 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

道路地下に電力ケーブルを埋設する工事で、道路を掘削し交通規制を伴う場合の許可関係として最も適切なものはどれか。

- ア：道路占用許可のみ（交通管理上の道路使用許可を不要とみなす）
- イ：道路使用許可のみ（道路管理上の占用許可を不要とみなす）
- ウ：道路占用許可と道路使用許可の双方（占用と交通規制を別制度として扱う）
- エ：建設業許可のみ（道路関係の個別許可を不要とみなす）

答え・解説 正答：ウ

ア：占用許可は道路管理上の許可であり、交通管理上の道路使用許可を当然には代替しない。
イ：道路使用許可は占用権限を与えるものではない。
ウ：道路を継続的に占用する物件の設置と、道路上で交通に影響する工事は別制度であり、双方の許可が必要となることがある。
エ：建設業許可と道路法・道路交通法の手続きは別である。
総合解説：道路を継続的に占用する物件の設置と、道路上で交通に影響する工事は別制度であり、双方の許可が必要となることがある。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0096 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路法32条に掲げられる道路占用物件の例として正しいものはどれか。

- ア：現場作業員の安全帯だけ
- イ：工事会社の社内就業規則
- ウ：建築確認済証だけ
- エ：電柱、電線、変圧塔

答え・解説 正答：エ

ア：安全帯は道路占用物件ではない。
イ：就業規則は道路上の工作物・施設ではない。
ウ：確認済証は行政文書であり道路占用物件ではない。
エ：電柱、電線、変圧塔は道路法上の占用物件として明示されている。
総合解説：電柱、電線、変圧塔は道路法上の占用物件として明示されている。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0097 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路法上の「道路の占用」の説明として最も適切なものはどれか。

- ア：道路に一定の工作物等を設け、道路空間を独占的・継続的に使用すること
- イ：一般の歩行者が歩道を通行すること
- ウ：自動車が通常どおり道路を通過すること
- エ：道路標識を見ながら運転すること

答え・解説 正答：ア

- ア：占用は道路の一般使用とは異なり、工作物等を設置して道路空間を独占的・継続的に使う特別使用である。
- イ：歩行は道路本来の一般使用である。
- ウ：通常の通行も一般使用である。
- エ：標識を見る行為は占用ではない。

総合解説：占用は道路の一般使用とは異なり、工作物等を設置して道路空間を独占的・継続的に使う特別使用である。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0098 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

建築物の外壁側に設ける工事用足場が歩道上へ継続して張り出す計画である。道路法上の確認として適切なものはどれか。

- ア：仮設物は道路法の対象にならないため無許可でよい
- イ：工事用足場等も占用対象物件となり得るため、道路管理者へ占用許可の要否を確認する
- ウ：歩道であれば道路管理者の権限は及ばない
- エ：工期が1か月未満なら必ず無許可でよい

答え・解説 正答：イ

- ア：仮設物であっても道路を継続使用すれば占用制度の対象となり得る。
- イ：工事用板囲い、足場、詰所等は道路占用の対象となり得るため、道路管理者の許可を確認する。
- ウ：歩道も道路の一部である。
- エ：工期だけで一律に許可不要とはならない。

総合解説：工事用板囲い、足場、詰所等は道路占用の対象となり得るため、道路管理者の許可を確認する。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0099 道路・河川等 > 道路法・道路交通安全法 | 難易度：標準

道路占用許可を受けて設置した電線共同溝関連設備について、占有者の管理として適切なものはどれか。

- ア：許可を得た後は破損しても一切点検しなくてよい
- イ：道路管理者からは正を求められても必ず拒否する
- ウ：法令上の基準に従い、占有物件を適切に維持管理する
- エ：占有物件の安全は通行者だけの責任とする

答え・解説 正答：ウ

ア：許可取得後も維持管理義務は続く。
イ：道路管理者の適法な是正命令に従う必要がある。
ウ：道路占有者には占有物件を適切に維持管理する義務があり、不適切な場合は道路管理者が是正措置を命じることがある。
エ：占有者自身に管理責任がある。
総合解説：道路占有者には占有物件を適切に維持管理する義務があり、不適切な場合は道路管理者が是正措置を命じることがある。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0100 道路・河川等 > 道路法・道路交通安全法 | 難易度：基礎

道路占用の期間が満了し、占有を継続しない場合の道路占有者の原則的な義務はどれか。

- ア：物件を放置して道路管理者へ所有権を自動移転する
- イ：道路を掘削したまま現場を離れる
- ウ：警察署へ電話するだけで原状回復は不要となる
- エ：占有物件を除却し、道路を原状に回復する

答え・解説 正答：エ

ア：物件の自動移転制度ではない。
イ：道路の安全確保のため原状回復が必要である。
ウ：道路使用許可の連絡だけで占有者の原状回復義務は消えない。
エ：道路法40条は、占用期間満了または占用廃止時に占有物件を除却し道路を原状回復することを原則としている。
総合解説：道路法40条は、占用期間満了または占用廃止時に占有物件を除却し道路を原状回復することを原則としている。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0101 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路使用許可が必要な行為として道路交通法77条1項に明示されるものはどれか。

- ア：道路において工事または作業をしようとする行為
- イ：自社倉庫内だけで資材を整理する行為
- ウ：私有地内で完結する電線接続作業
- エ：事務所内で工程会議を行う行為

答え・解説 正答：ア

- ア：道路における工事・作業は1号許可の対象である。
- イ：道路外の倉庫内作業は道路使用許可の対象ではない。
- ウ：私有地内で道路を使用しない作業は道路使用許可の対象ではない。
- エ：事務所内会議は道路の特別使用ではない。

総合解説：道路における工事・作業は1号許可の対象である。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0102 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

道路使用許可を取得した電気工事で、許可条件に作業時間帯と保安施設の配置が定められている。施工管理者の対応として適切なものはどれか。

- ア：許可後は条件を無視して自由な時間に施工する
- イ：許可条件を施工計画・交通誘導計画へ反映し、条件どおり施工する
- ウ：工期短縮のため保安施設を省略する
- エ：現場判断だけで道路を全面通行止めに変更する

答え・解説 正答：イ

- ア：許可条件に反する施工は不適切である。
- イ：道路使用許可は条件付きで認められることがあり、許可条件を施工計画に反映して遵守する必要がある。
- ウ：保安施設は交通安全確保に必要である。
- エ：交通規制内容の変更は関係機関と適切な手続・調整が必要である。

総合解説：道路使用許可は条件付きで認められることがあり、許可条件を施工計画に反映して遵守する必要がある。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0103 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川から取水するなど、流水を占用しようとする場合に関係する河川法上の許可として正しいものはどれか。

- ア：河川法24条の土地占用だけ
- イ：道路法32条の道路占用
- ウ：河川法23条の流水の占用許可
- エ：建築基準法7条の完了検査

答え・解説 正答：ウ

- ア：24条は河川区域内の土地占用に関する規定である。
- イ：道路法は道路に関する制度である。
- ウ：流水を占有する場合は河川法23条に基づく許可が基本となる。
- エ：建築基準法の完了検査とは異なる。

総合解説：流水を占有する場合は河川法23条に基づく許可が基本となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0104 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内の河川管理者が管理する土地を排他的・継続的に使用する場合に必要な許可はどれか。

- ア：河川法27条の土地形状変更許可だけ
- イ：道路交通法77条の道路使用許可
- ウ：消防法の着工届だけ
- エ：河川法24条の土地の占用許可

答え・解説 正答：エ

- ア：27条は掘削・盛土等の土地形状変更に関する規定である。
- イ：道路交通法の許可とは別制度である。
- ウ：消防法の届出では河川占用権限を得られない。
- エ：河川区域内の土地を占有する場合は河川法24条の許可が必要である。

総合解説：河川区域内の土地を占有する場合は河川法24条の許可が必要である。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0105 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川区域内で砂利などの河川産出物を採取しようとする場合に関係する河川法の規定はどれか。

- ア：河川法25条
- イ：河川法24条だけ
- ウ：建築基準法33条
- エ：道路法40条

答え・解説 正答：ア

- ア：土石など河川産出物の採取には河川法25条の許可が関係する。
- イ：24条は土地占用であり、産出物採取とは別の行為類型である。
- ウ：建築基準法33条は避雷設備に関する規定である。
- エ：道路法40条は道路占用終了時の原状回復に関する規定である。

総合解説：土石など河川産出物の採取には河川法25条の許可が関係する。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

0106 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内に電力・通信ケーブルを支持する工作物を新設する計画である。河川法上まず確認すべき許可はどれか。

- ア：河川法23条の流水占用だけ
- イ：河川法26条1項の工作物の新築等の許可
- ウ：道路交通法77条の露店許可
- エ：労働基準法36条の協定だけ

答え・解説 正答：イ

- ア：流水を取水しない工作物設置では23条だけで足りるわけではない。
- イ：河川区域内で工作物を新築・改築・除却する場合は河川法26条の許可が必要となる。
- ウ：道路使用許可の類型とは無関係である。
- エ：36協定は労働時間に関する制度である。

総合解説：河川区域内で工作物を新築・改築・除却する場合は河川法26条の許可が必要となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

0107 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内で電気設備の基礎施工のため土地を掘削し、盛土を行う場合に関係する許可として適切なものはどれか。

- ア：河川法24条の土地占用だけで常に足りる
- イ：道路法32条の許可だけ
- ウ：河川法27条1項の土地の掘削・盛土等の許可
- エ：建設業許可だけで河川法上の手続は不要である

答え・解説 正答：ウ

- ア：土地占用と形状変更は別の許可事項で、必要に応じ複数許可が関係する。
- イ：道路法は河川区域の土地形状変更の根拠法ではない。
- ウ：河川区域内で掘削、盛土、切土など土地の形状を変更する行為は河川法27条の許可対象となる。
- エ：建設業許可は河川法の行為許可を代替しない。

総合解説：河川区域内で掘削、盛土、切土など土地の形状を変更する行為は河川法27条の許可対象となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0108 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内の土地が民有地である場合の河川法26条・27条の適用について適切なものはどれか。

- ア：民有地なら河川法は一切適用されない
- イ：所有者の同意があれば河川管理者の許可は常に不要である
- ウ：民有地では道路法だけが適用される
- エ：民有地でも工作物の新築等や土地形状変更は許可対象となり得る

答え・解説 正答：エ

- ア：土地所有権だけで河川管理上の規制が消えるわけではない。
- イ：所有者同意と河川法上の許可は別の要件である。
- ウ：河川区域では河川法が適用される。
- エ：河川区域内では民有地であっても26条の工作物工事や27条の土地形状変更は河川管理者の許可が必要となることがある。

総合解説：河川区域内では民有地であっても26条の工作物工事や27条の土地形状変更は河川管理者の許可が必要となることがある。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0109 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川保全区域内で土地を掘削したり工作物を新築・改築したりする場合に関係する河川法の規定はどれか。

- ア：河川法55条1項
- イ：河川法24条だけ
- ウ：道路法77条
- エ：建築基準法32条だけ

答え・解説 正答：ア

- ア：河川保全区域では、土地の形状変更や工作物の新築・改築について河川法55条の許可が必要となる場合がある。
- イ：24条は河川区域内の土地占用の規定である。
- ウ：道路法77条という道路使用許可規定ではない。
- エ：建築基準法の規定だけで河川保全区域の規制を処理できない。

総合解説：河川保全区域では、土地の形状変更や工作物の新築・改築について河川法55条の許可が必要となる場合がある。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

0110 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川法24条の土地占有で対象となり得る範囲について適切なものはどれか。

- ア：地表面だけで上空や地下は絶対に対象外である
- イ：河川区域の土地の水面・上空・地下部分も占有の対象となり得る
- ウ：水面だけが対象で地面は対象外である
- エ：河川区域外の道路だけが対象である

答え・解説 正答：イ

- ア：占有を地表面だけに限定する理解は誤りである。
- イ：河川区域の占有は水面、上空、地下部分を含む空間利用として問題となる。
- ウ：土地占有は水面だけに限られない。
- エ：河川区域内の土地に関する制度である。

総合解説：河川区域の占有は水面、上空、地下部分を含む空間利用として問題となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

0111 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：応用

取水設備を河川区域内に設け、流水占用・土地占用・工作物設置を一体で行う事業の手續として適切な考え方はどれか。

- ア：流水占用許可だけ取得すれば他の行為許可は自動的に不要となる
- イ：工作物設置許可だけで取水権も当然に得られる
- ウ：必要となる複数の河川法上の許可を整理し、関連手續を同時に進める
- エ：工事完成後に必要な条文を選ぶ

答え・解説 正答：ウ

ア：23条の許可だけで他の行為が自動的に許可されるわけではない。
イ：26条の工作物許可は流水占用権を設定するものではない。
ウ：水利使用では23条に加え24条、26条等が関係することがあり、一体の事業として関連許可を整理して申請する。
エ：許可は原則として着手前に整理する必要がある。
総合解説：水利使用では23条に加え24条、26条等が関係することがあり、一体の事業として関連許可を整理して申請する。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0112 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

道路地下へのケーブル埋設工事について、道路占用許可と道路使用許可の申請先の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：道路占用許可は警察署長、道路使用許可は河川管理者
- イ：両方とも労働基準監督署長
- ウ：両方とも建築主事
- エ：道路占用許可は道路管理者、道路使用許可は所轄警察署長

答え・解説 正答：エ

ア：主体が逆であり、河川管理者は道路使用許可を扱わない。
イ：労働基準監督署長の権限ではない。
ウ：建築主事の建築確認制度とは別である。
エ：道路占用は道路管理者、交通に影響する道路使用は警察署長が許可主体である。
総合解説：道路占用は道路管理者、交通に影響する道路使用は警察署長が許可主体である。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0113 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

河川管理者が管理する河川敷を継続的に占用し、その場所に電気設備用の工作物を新設する場合の手続として適切なものはどれか。

- ア：土地占用の24条許可と工作物新築等の26条許可の双方を検討する
- イ：24条許可を受ければ26条は必ず不要である
- ウ：26条許可を受ければ土地占用権も自動的に得られる
- エ：道路使用許可だけでよい

答え・解説 正答：ア

- ア：土地の排他的・継続使用と工作物の設置は別の規制事項であり、24条と26条の双方が関係し得る。
- イ：24条は土地占用、26条は工作物行為の許可であり代替関係ではない。
- ウ：26条は一般的禁止を解除する許可で、土地占用権の設定とは別である。
- エ：河川区域の占用・工作物設置は道路使用許可だけでは処理できない。

総合解説：土地の排他的・継続使用と工作物の設置は別の規制事項であり、24条と26条の双方が関係し得る。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0114 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路占用許可を受ける場合の占用料について正しいものはどれか。

- ア：道路占用は常に無償で占用料制度は存在しない
- イ：道路管理者は法令・条例等に基づき占用料を徴収することがある
- ウ：占用料は警察署長が刑罰として徴収する
- エ：占用料は労災保険料に含まれる

答え・解説 正答：イ

- ア：道路占用がすべて無償とは限らない。
- イ：道路法には道路管理者が道路占用について占用料を徴収できる制度がある。
- ウ：占用料は交通違反の罰金ではない。
- エ：労災保険料とは別制度である。

総合解説：道路法には道路管理者が道路占用について占用料を徴収できる制度がある。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0115 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路占用許可を受けた後、ケーブル経路や占用位置を大きく変更する必要が生じた。施工管理者の対応として適切なものはどれか。

- ア：現場判断で無断変更し、完成後に報告する
- イ：許可書が1枚あれば占用位置は自由に変更できる
- ウ：道路管理者と協議し、必要な変更許可等の手続を行ってから変更施工する
- エ：警察への連絡だけで道路法上の変更手続は不要となる

答え・解説 正答：ウ

- ア：無断変更は許可条件との不整合を生じる。
- イ：許可は特定の場所・方法等を前提としている。
- ウ：許可を受けた内容を変更する場合は、道路管理者と協議し必要な変更手続を行う。
- エ：道路使用許可と道路占用許可は別である。

総合解説：許可を受けた内容を変更する場合は、道路管理者と協議し必要な変更手続を行う。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0116 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

仮設ケーブルの道路占用期間が終了する。工程計画上の対応として適切なものはどれか。

- ア：占用物件を残置して工事を終了する
- イ：占用期間満了後も無断で使用を継続する
- ウ：復旧を行わず歩道の段差を残す
- エ：占用物件の撤去と道路の原状回復を計画し、道路管理者の指示に従う

答え・解説 正答：エ

- ア：残置は道路安全・管理上不適切である。
- イ：期間満了後の無断継続は許可制度に反する。
- ウ：復旧不良は第三者災害の原因にもなる。
- エ：占用終了時には占用物件の除却と原状回復が原則であり、復旧工程まで施工計画に含めるべきである。

総合解説：占用終了時には占用物件の除却と原状回復が原則であり、復旧工程まで施工計画に含めるべきである。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0117 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路・河川の占用許可が必要と判明した工事で、工程が遅れている場合の対応として適切なものはどれか。

- ア：必要な許可を取得してから対象作業に着手する
- イ：工期優先で無許可着手し、許可は後から取得する
- ウ：元請の社内承認だけで行政許可を代替する
- エ：下請が施工する場合は許可不要とする

答え・解説 正答：ア

- ア：占用や行為許可は原則として事前手続であり、工程遅延を理由に無許可着手してはならない。
- イ：事後的な許可取得を前提とした無許可施工は不適切である。
- ウ：社内承認は行政法上の許可ではない。
- エ：施工主体が下請でも必要な行政許可が消えるわけではない。

総合解説：占用や行為許可は原則として事前手続であり、工程遅延を理由に無許可着手してはならない。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0118 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

河川区域内の民有地に工作物を設置するため土地所有者の同意を得た。河川法上の対応として適切なものはどれか。

- ア：所有者同意があれば河川法上の許可は必ず不要である
- イ：所有者同意とは別に、河川法26条等の必要な許可を確認する
- ウ：民有地では河川管理者は一切関与できない
- エ：道路占用許可を取れば河川法の許可も自動取得となる

答え・解説 正答：イ

- ア：所有者同意だけで河川法上の規制は解除されない。
- イ：私法上の土地使用権と河川管理上の行政許可は別であり、民有地でも河川法の行為許可が必要となることがある。
- ウ：河川区域では民有地にも行為規制が及ぶ。
- エ：道路法の許可は河川法の許可を代替しない。

総合解説：私法上の土地使用権と河川管理上の行政許可は別であり、民有地でも河川法の行為許可が必要となることがある。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0119 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路横断・河川横断を伴う電力ケーブル工事の施工計画を立てる。許認可管理として最も適切なものはどれか。

- ア：工事当日にすべての許可を一度に申請する
- イ：行政協議は工程に影響しないため計画から除外する
- ウ：設計段階から道路管理者・警察・河川管理者等と協議し、審査期間を工程に織り込む
- エ：許可の要否は完成後に確認する

答え・解説 正答：ウ

- ア：当日申請では事前許可を満たせない可能性が高い。
- イ：許認可の遅れは着工条件に直結する。
- ウ：複数法令が関係する工事では、関係機関協議と許可審査期間を前倒しで工程へ組み込むことが重要である。
- エ：完成後の確認では遅い。

総合解説：複数法令が関係する工事では、関係機関協議と許可審査期間を前倒しで工程へ組み込むことが重要である。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0120 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

同一工事で道路占用許可と道路使用許可の条件がそれぞれ示された場合の施工管理として適切なものはどれか。

- ア：道路占用許可の条件だけ守り道路使用許可条件は無視する
- イ：警察の条件だけ守れば道路管理者の条件は無効となる
- ウ：条件同士が食い違っても現場で勝手に都合のよい方を選ぶ
- エ：両許可の条件を確認し、作業時間・占用範囲・交通誘導等が矛盾しないよう施工計画を調整する

答え・解説 正答：エ

- ア：一方の許可が他方の条件を消すわけではない。
- イ：道路管理と交通管理は別の行政目的を持つ。
- ウ：矛盾があれば事前協議で解消すべきである。
- エ：複数の許可が必要な場合は、それぞれの条件を満たすよう関係機関と調整して施工計画を確定する。

総合解説：複数の許可が必要な場合は、それぞれの条件を満たすよう関係機関と調整して施工計画を確定する。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0121 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築基準法32条の建築物の電気設備に関する基本的な規定として正しいものはどれか。

- ア：電気工作物に係る安全・防火に関する他法令の定める工法によって設ける
- イ：建築物の電気設備には電気関係法令を適用しない
- ウ：電気設備の工法は所有者が自由に決め、法令による制限を受けない
- エ：電気設備は建築基準法だけに従い電気事業法等は無関係である

答え・解説 正答：ア

- ア：建築基準法32条は、電気工作物に係る建築物の安全・防火について関係法令の定める工法に従うことを求める。
- イ：電気関係法令との整合を図る規定である。
- ウ：所有者の任意だけで安全基準を変更できない。
- エ：建築基準法と電気関係法令は相互に関係する。

総合解説：建築基準法32条は、電気工作物に係る建築物の安全・防火について関係法令の定める工法に従うことを求める。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0122 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築基準法上、原則として有効な避雷設備を設けなければならない建築物の高さの基準はどれか。

- ア：高さ10 m以上（より低い高さから一律に避雷設備を求める）
- イ：高さ20 mを超える建築物（建築基準法の避雷設備基準を用いる）
- ウ：高さ31 mを超える建築物だけ（非常用昇降機の高さ基準と混同する）
- エ：2階以上すべて（高さではなく階数だけで判定する）

答え・解説 正答：イ

- ア：10mではない。
- イ：建築基準法33条は高さ20mを超える建築物に有効な避雷設備を求める。ただし周囲状況により安全上支障がない場合の例外がある。
- ウ：31mは非常用昇降機の基準と混同している。
- エ：階数だけで一律に決まる規定ではない。

総合解説：建築基準法33条は高さ20mを超える建築物に有効な避雷設備を求める。ただし周囲状況により安全上支障がない場合の例外がある。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0123 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

高さ25mの建築物に建築基準法上の避雷設備を設ける場合の考え方として適切なものはどれか。

- ア：屋上の避雷設備は地中へ電流を流してはならない
- イ：高さ20m以下の部分だけを保護すればよい
- ウ：高さ20mを超える部分を雷撃から保護するように設ける
- エ：腐食のおそれがあっても材料・防食措置は考慮しない

答え・解説 正答：ウ

ア：雷電流を安全に地中へ流すことが避雷設備の重要な機能である。
イ：保護対象を逆に理解している。
ウ：施行令は建築物の高さ20mを超える部分を雷撃から保護するよう避雷設備を設けることを求める。
エ：腐食のおそれがある部分には腐食しにくい材料や防食措置が必要である。
総合解説：施行令は建築物の高さ20mを超える部分を雷撃から保護するよう避雷設備を設けることを求める。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0124 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築基準法上、原則として非常用の昇降機を設けなければならない建築物の高さ基準はどれか。

- ア：高さ20 m超（避雷設備の高さ基準を適用する）
- イ：高さ10 m超（より低い高さ基準を採る）
- ウ：高さに関係なくすべて（高さ条件を設けない）
- エ：高さ31 m超（非常用昇降機の原則基準を用いる）

答え・解説 正答：エ

ア：20m超は避雷設備の基準と混同している。
イ：10mではない。
ウ：すべての建築物に一律ではない。
エ：建築基準法34条2項は高さ31mを超える建築物に非常用昇降機を求める。ただし政令で定める例外がある。
総合解説：建築基準法34条2項は高さ31mを超える建築物に非常用昇降機を求める。ただし政令で定める例外がある。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0125 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築基準法施行令の非常用の照明装置について、所定の構造方法における床面照度の基準として正しいものはどれか。

- ア：1 lx以上（非常用照明の床面最低照度基準を用いる）
- イ：0.1 lx以上（最低照度を10分の1に見積もる）
- ウ：10 lx以上（通常照明に近い高い値を採る）
- エ：100 lx以上（一般照明レベルの値を採る）

答え・解説 正答：ア

- ア：非常用照明は直接照明とし、床面で1lx以上の照度を確保できる構造が基準の一つである。
- イ：0.1lxでは基準を満たさない。
- ウ：10lxはこの規定の最低照度ではない。
- エ：100lxは通常照明と混同した過大な値である。

総合解説：非常用照明は直接照明とし、床面で1lx以上の照度を確保できる構造が基準の一つである。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0126 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築基準法施行令に基づく非常用の照明装置の構造として適切なものはどれか。

- ア：商用電源だけに依存し予備電源は設けない
- イ：停電時の照明を確保するため予備電源を設ける
- ウ：昼間だけ使う建物なら対象設備に予備電源は不要と一律に決める
- エ：非常用照明は火災時に消灯するよう設計する

答え・解説 正答：イ

- ア：商用電源だけでは停電時に機能しない。
- イ：非常用照明には予備電源を設け、通常電源喪失時にも避難に必要な照明を確保する。
- ウ：対象建築物・部分では法令基準に従う必要がある。
- エ：非常時に点灯して避難を支援する設備である。

総合解説：非常用照明には予備電源を設け、通常電源喪失時にも避難に必要な照明を確保する。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0127 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

非常用の照明装置の設置対象に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア：すべての一戸建住宅の全室に一律に必要である
- イ：屋外駐車場だけが対象で建物内部は対象外である
- ウ：一定の特殊建築物、3階以上かつ一定規模の建築物、無窓居室、大規模建築物等の居室や避難通路が対象となる
- エ：建築物の用途・規模にかかわらず設置義務は存在しない

答え・解説 正答：ウ

ア：一戸建住宅等には適用除外もある。
イ：居室・避難経路など建物内部が主な対象である。
ウ：施行令126条の4は用途・階数・延べ面積・無窓居室等に応じて非常用照明の設置対象を定める。
エ：一定の建築物には明確な設置義務がある。
総合解説：施行令126条の4は用途・階数・延べ面積・無窓居室等に応じて非常用照明の設置対象を定める。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0128 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築基準法6条1項の対象となる工事を完了した場合、建築主が原則として完了検査を申請する期限はどれか。

- ア：工事完了後30日以内
- イ：使用開始後1年以内
- ウ：申請期限は定められていない
- エ：工事完了日から4日以内に申請が到達するようにする

答え・解説 正答：エ

ア：30日ではない。
イ：使用開始後まで待つ制度ではない。
ウ：法定期限が定められている。
エ：建築基準法7条は、工事完了日から4日以内に完了検査申請が到達するよう求める。
総合解説：建築基準法7条は、工事完了日から4日以内に完了検査申請が到達するよう求める。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0129 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築主事等が完了検査申請を受理した場合、原則として検査を行う期限はどれか。

- ア：受理から7日以内（完了検査を行う法定期限を用いる）
- イ：受理から30日以内（より長い処理期限を採る）
- ウ：工事完了から1年以内（申請受理ではなく工事完了を起点にする）
- エ：期限の定めなし（法定期限がないと考える）

答え・解説 正答：ア

- ア：建築基準法7条は、申請受理の日から7日以内に建築基準関係規定への適合を検査するよう定める。
- イ：30日ではない。
- ウ：1年という期限ではない。
- エ：検査期限が規定されている。

総合解説：建築基準法7条は、申請受理の日から7日以内に建築基準関係規定への適合を検査するよう定める。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0130 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築基準法上、確認申請が必要な建築物の工事に着手する際の基本的な考え方として適切なものはどれか。

- ア：確認申請は完成後だけ行えばよい
- イ：必要な確認を受け、確認済証の交付後に工事へ着手する
- ウ：施工業者の社内承認だけで確認手続を代替できる
- エ：建設業許可があれば建築確認は常に不要である

答え・解説 正答：イ

- ア：確認制度は事後確認だけではない。
- イ：確認対象の建築物は、工事着手前に建築基準関係規定への適合確認を受けることが基本である。
- ウ：社内承認は法定確認を代替しない。
- エ：建設業許可と建築確認は別制度である。

総合解説：確認対象の建築物は、工事着手前に建築基準関係規定への適合確認を受けることが基本である。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0131 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：応用

防災用照明設備の法令関係として適切な説明はどれか。

- ア：非常用照明も誘導灯も道路法だけで規制される
- イ：誘導灯は河川法の工作物許可だけで設置する
- ウ：非常用の照明装置は建築基準法、誘導灯は消防法の規制が中心となる
- エ：非常用照明には建築基準法は関係しない

答え・解説 正答：ウ

ア：道路法の設備規制ではない。
イ：河川法は防火対象物の誘導灯設置基準を定める法律ではない。
ウ：非常用照明は建築基準法、誘導灯は消防法の技術基準が中心で、設備ごとに根拠法令を区別する必要がある。
エ：建築基準法施行令に非常用照明の規定がある。
総合解説：非常用照明は建築基準法、誘導灯は消防法の技術基準が中心で、設備ごとに根拠法令を区別する必要がある。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0132 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：応用

高層建築物の電気設備施工で、避雷設備・非常用照明・非常用昇降機電源など複数の建築設備が関係する。施工管理者の対応として適切なものはどれか。

- ア：電気設備は建築法規と無関係なので電気図だけ確認する
- イ：避雷設備は高さに関係なく省略する
- ウ：非常用設備の予備電源系統は竣工後に初めて検討する
- エ：建築基準法・施行令と設計図書を照合し、関連設備とのインターフェースを施工前に確認する

答え・解説 正答：エ

ア：建築物の電気設備には建築基準法関係規定も関係する。
イ：高さ20m超等の法令条件を確認する必要がある。
ウ：非常用設備の電源計画は施工前に確定すべきである。
エ：建築設備は相互に関連するため、法令と設計図書を照合し電源・配線・設置位置等の整合を施工前に確認する。
総合解説：建築設備は相互に関連するため、法令と設計図書を照合し電源・配線・設置位置等の整合を施工前に確認する。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0133 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画法上の「開発行為」の説明として正しいものはどれか。

- ア：主として建築物の建築または特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更
- イ：既存建物内で照明器具だけを交換する行為すべて
- ウ：電気設備の定期点検だけを行う行為
- エ：工事現場で工具を移動する行為

答え・解説 正答：ア

- ア：都市計画法の開発行為は、建築物等の建設を目的とする土地の区画形質の変更をいう。
- イ：建物内部の単純な設備交換は通常この定義の開発行為ではない。
- ウ：点検だけでは土地の区画形質を変更しない。
- エ：工具移動は土地の区画形質変更ではない。

総合解説：都市計画法の開発行為は、建築物等の建設を目的とする土地の区画形質の変更をいう。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0134 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

都市計画区域または準都市計画区域内で開発行為を行う場合の基本的な手続として正しいものはどれか。

- ア：道路使用許可だけで開発許可は不要である
- イ：都市計画法29条に基づき、原則として開発許可権者の許可を受ける
- ウ：建設業許可があれば都市計画法の許可は常に不要である
- エ：工事完成後にだけ都市計画法の確認を行う

答え・解説 正答：イ

- ア：道路使用許可は交通管理の別制度である。
- イ：都市計画法29条は都市計画区域等の開発行為について原則として事前の開発許可を求める。
- ウ：建設業許可は開発許可を代替しない。
- エ：開発許可は着手前に確認する。

総合解説：都市計画法29条は都市計画区域等の開発行為について原則として事前の開発許可を求める。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0135 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画法の開発許可権者として基本的に正しいものはどれか。

- ア：所轄警察署長だけ
- イ：労働基準監督署長だけ
- ウ：都道府県知事または指定都市・中核市等の長
- エ：消防設備士個人

答え・解説 正答：ウ

ア：警察署長は道路使用許可等を扱う。
イ：労働基準監督署長の権限ではない。
ウ：開発許可は都道府県知事や指定都市・中核市等の長が行う。
エ：消防設備士は行政の開発許可権者ではない。
総合解説：開発許可は都道府県知事や指定都市・中核市等の長が行う。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0136 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

市街化調整区域の基本的な性格として正しいものはどれか。

- ア：優先的に市街化を促進する区域
- イ：道路交通だけを規制する区域
- ウ：河川占用だけを規制する区域
- エ：市街化を抑制すべき区域

答え・解説 正答：エ

ア：市街化区域と性格が逆である。
イ：道路交通規制を目的とする区域ではない。
ウ：河川法の区域区分ではない。
エ：市街化調整区域は無秩序な市街化を防止するため、市街化を抑制すべき区域として位置付けられる。
総合解説：市街化調整区域は無秩序な市街化を防止するため、市街化を抑制すべき区域として位置付けられる。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0137 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

都市計画法33条の開発許可に関する技術基準で確認される事項として適切なものはどれか。

- ア：道路・公園・給排水施設の確保や防災上の措置
- イ：会社の株主構成だけ
- ウ：電気工事士の免状更新だけ
- エ：道路交通違反の点数だけ

答え・解説 正答：ア

- ア：33条の技術基準は良好かつ安全な市街地形成のため、道路・公園・給排水・防災等を審査する。
- イ：会社法上の株主構成を審査する制度ではない。
- ウ：電気工事士免状の手続とは別である。
- エ：交通違反点数とは関係しない。

総合解説：33条の技術基準は良好かつ安全な市街地形成のため、道路・公園・給排水・防災等を審査する。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0138 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画法34条の立地基準が主として適用される区域はどれか。

- ア：すべての市街化区域
- イ：市街化調整区域
- ウ：河川区域だけ
- エ：道路区域だけ

答え・解説 正答：イ

- ア：市街化区域に一律適用する立地基準ではない。
- イ：34条は市街化を抑制すべき市街化調整区域で許可できる開発行為の類型を定める。
- ウ：河川法上の区域とは別である。
- エ：道路法上の区域ではない。

総合解説：34条は市街化を抑制すべき市街化調整区域で許可できる開発行為の類型を定める。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0139 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外で建築行為等を行う場合の基本的な考え方として適切なものはどれか。

- ア：市街化調整区域ではどんな建築も無条件で自由である
- イ：建設業許可だけで都市計画法上の建築制限は解除される
- ウ：都市計画法43条に基づく許可が必要となる場合がある
- エ：道路占用許可を受ければ建築許可も自動取得となる

答え・解説 正答：ウ

- ア：市街化抑制の趣旨から建築行為にも制限がある。
- イ：建設業許可は都市計画法の許可を代替しない。
- ウ：市街化調整区域では、開発許可を受けた土地以外の一定の建築行為等に43条の許可が必要となる。
- エ：道路占用許可と都市計画法の建築許可は別制度である。

総合解説：市街化調整区域では、開発許可を受けた土地以外の一定の建築行為等に43条の許可が必要となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0140 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

開発許可の対象となる規模の判断について適切な説明はどれか。

- ア：全国どこでも100㎡以上なら必ず同一基準である
- イ：工事費だけで開発許可の要否が決まる
- ウ：電気設備容量だけで判断する
- エ：市街化区域、非線引き都市計画区域、準都市計画区域、区域外などで基準が異なり、条例による引下げもあり得る

答え・解説 正答：エ

- ア：全国一律の100㎡基準ではない。
- イ：土地の区域・規模等が基準であり工事費だけでは決まらない。
- ウ：電気容量は開発許可規模の基準ではない。
- エ：開発許可の規模基準は区域区分等により異なり、自治体条例で一定範囲の引下げが行われる場合もある。

総合解説：開発許可の規模基準は区域区分等により異なり、自治体条例で一定範囲の引下げが行われる場合もある。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0141 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：応用

郊外に受変電設備を伴う新施設を建設する計画で造成工事も予定している。施工計画前の法規確認として適切なものはどれか。

- ア：都市計画区域・区域区分・開発許可の要否を確認し、必要な許可条件を工程へ反映する
- イ：電気設備工事なので都市計画法は一切確認しない
- ウ：工事完了後に市街化調整区域かどうかを確認する
- エ：電気主任技術者がいれば開発許可は不要とする

答え・解説 正答：ア

- ア：造成を伴う新施設では、区域区分や開発許可の要否が着工条件に影響するため事前確認が必要である。
- イ：電気設備を含む建設事業でも土地利用規制が関係する。
- ウ：完成後では遅い。
- エ：電気主任技術者制度と開発許可制度は別である。

総合解説：造成を伴う新施設では、区域区分や開発許可の要否が着工条件に影響するため事前確認が必要である。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0142 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

電気工事士法に基づく資格と作業範囲の説明として正しいものはどれか。

- ア：第二種電気工事士は最大電力500kW未満のすべての自家用電気工作物工事を無条件で行える
- イ：一般用電気工作物等の電気工事は第一種または第二種電気工事士が従事でき、500kW未満の自家用需要設備の所定工事には第一種等の資格が必要となる
- ウ：電気工事士資格は一般家庭の工事にも一切不要である
- エ：第一種電気工事士は一般用電気工作物の工事に従事できない

答え・解説 正答：イ

- ア：第二種の作業範囲は原則一般用電気工作物等であり、自家用のすべてを無条件には行えない。
- イ：一般用電気工作物等は第一種・第二種の対象で、自家用500kW未満需要設備では工事種類に応じ第一種等の資格が必要となる。
- ウ：一般用電気工作物等の工事にも資格規制がある。
- エ：第一種は一般用電気工作物等の工事にも従事できる。

総合解説：一般用電気工作物等は第一種・第二種の対象で、自家用500kW未満需要設備では工事種類に応じ第一種等の資格が必要となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0143 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

認定電気工事従事者が従事できる簡易電気工事の範囲として正しいものはどれか。

- ア：最大電力500kW以上の需要設備の高圧受電設備すべて
- イ：一般送配電事業者の送電線工事すべて
- ウ：最大電力500kW未満の自家用需要設備のうち、電圧600V以下で使用する所定の電気工作物の工事
- エ：ネオン工事と非常用予備発電装置工事だけ

答え・解説 正答：ウ

ア：500kW以上需要設備は電気工事士法のこの資格規制範囲とは異なる。
イ：送電線工事全般を対象とする資格ではない。
ウ：認定電気工事従事者は500kW未満自家用需要設備の600V以下部分の簡易電気工事に従事できる。
エ：ネオン・非常用予備発電装置は特種電気工事資格者の範囲である。
総合解説：認定電気工事従事者は500kW未満自家用需要設備の600V以下部分の簡易電気工事に従事できる。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0144 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

特種電気工事資格者の認定対象となる特種電気工事の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：一般住宅のコンセント交換だけ
- イ：道路照明柱の基礎工事だけ
- ウ：LANケーブルの成端作業だけ
- エ：ネオン工事および非常用予備発電装置工事

答え・解説 正答：エ

ア：一般住宅の通常工事とは別である。
イ：土木的な基礎工事そのものを指す資格ではない。
ウ：情報配線の成端だけを特種電気工事とする制度ではない。
エ：自家用電気工作物のうちネオン工事と非常用予備発電装置工事が特種電気工事として認定対象である。
総合解説：自家用電気工作物のうちネオン工事と非常用予備発電装置工事が特種電気工事として認定対象である。法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0145 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

建設業法の電気工事業許可を受けている会社が、電気工事業法上の「電気工事業」を営む場合の手続として適切なものはどれか。

- ア：建設業許可があっても、電気工事業法に基づく届出等の手続が必要である
- イ：建設業許可があれば電気工事業法の手続はすべて不要である
- ウ：消防署への届出だけで営業できる
- エ：道路占用許可を受ければ電気工事業法の届出に代えられる

答え・解説 正答：ア

ア：建設業許可を受けた者も、電気工事業を営む場合は電気工事業法上のみなし登録・通知等の手続が必要となる。
イ：二つの法律は目的が異なり、建設業許可だけで電気工事業法の手続は消えない。
ウ：消防法の届出とは別制度である。
エ：道路法の許可とも無関係である。
総合解説：建設業許可を受けた者も、電気工事業を営む場合は電気工事業法上のみなし登録・通知等の手続が必要となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0146 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

登録電気工事業者の登録更新について正しいものはどれか。

- ア：毎月更新が必要である
- イ：原則として5年ごとに更新登録が必要である
- ウ：一度登録すれば永久に更新不要である
- エ：建築物ごとに毎回新規登録する

答え・解説 正答：イ

ア：毎月更新ではない。
イ：登録電気工事業者は原則5年ごとの更新登録が必要である。
ウ：有効期間があるため永久登録ではない。
エ：個々の建築物ごとに登録する制度ではない。
総合解説：登録電気工事業者は原則5年ごとの更新登録が必要である。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0147 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

一般用電気工作物等の電気工事業務を行う登録電気工事業者の営業所について、適切なものはどれか。

- ア：会社全体で資格者が0人でもよい
- イ：主任電気工事士は警察署長が兼任する
- ウ：営業所ごとに主任電気工事士を置き、作業を管理させる
- エ：工事完了後だけ主任電気工事士を置く

答え・解説 正答：ウ

ア：資格者なしで業務管理することは制度趣旨に反する。
イ：警察署長が営業所の主任電気工事士になる制度ではない。
ウ：登録電気工事業者は、一般用電気工作物等の業務を行う営業所ごとに主任電気工事士を置く必要がある。
エ：施工中の適正な作業管理のために置く。
総合解説：登録電気工事業者は、一般用電気工作物等の業務を行う営業所ごとに主任電気工事士を置く必要がある。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0148 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

主任電気工事士となることができる者として正しいものはどれか。

- ア：第二種電気工事士免状を取得した当日から実務経験なしで必ず就任できる者
- イ：電気工事士免状を持たない現場事務員
- ウ：道路使用許可を受けた交通誘導員
- エ：第一種電気工事士、または第二種電気工事士免状取得後に電気工事の実務経験3年以上を有する者

答え・解説 正答：エ

ア：第二種は免状取得直後では3年の実務経験要件を満たさない。
イ：電気工事士資格等の要件を満たす必要がある。
ウ：道路使用許可や交通誘導資格とは別である。
エ：主任電気工事士は第一種電気工事士、または第二種免状取得後3年以上の電気工事実務経験を有する者が要件となる。
総合解説：主任電気工事士は第一種電気工事士、または第二種免状取得後3年以上の電気工事実務経験を有する者が要件となる。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0149 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

甲種消防設備士が行う消防用設備等の工事で着工届が必要な場合、原則としていつまでに消防長または消防署長へ届け出るか。

- ア：工事着手10日前まで（着工届の原則期限を用いる）
- イ：工事着手当日まで（事前期間を設けない）
- ウ：工事完了後4日以内（設置届の期限と混同する）
- エ：工事完了後30日以内（事後の長期期限を採る）

答え・解説 正答：ア

- ア：消防用設備等の着工届は、対象工事の着手10日前までに提出するのが原則である。
- イ：当日では法定の事前期間を満たさない。
- ウ：4日以内は設置届の期限と混同している。
- エ：30日後では着工届にならない。

総合解説：消防用設備等の着工届は、対象工事の着手10日前までに提出するのが原則である。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21

0150 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

消防法上の検査対象となる防火対象物で消防用設備等の設置工事が完了した。関係者の対応として適切なものはどれか。

- ア：設置届は着工10日前だけ提出し、完成後は何もしない
- イ：工事完了後4日以内に設置届を提出し、必要な消防検査を受ける
- ウ：完成から1年後に初めて消防署へ連絡する
- エ：建築完了検査を受ければ消防法上の設置届は必ず不要である

答え・解説 正答：イ

- ア：着工届と設置届は目的・時期が異なる。
- イ：消防用設備等の設置後は所定の防火対象物について4日以内に設置届を行い、消防機関の検査を受ける。
- ウ：1年後では法定期限を満たさない。
- エ：建築基準法の完了検査と消防法の設備検査は別手続である。

総合解説：消防用設備等の設置後は所定の防火対象物について4日以内に設置届を行い、消防機関の検査を受ける。 法規問題では、許可主体・対象行為・適用区域・期限・数値境界を分けて整理すると誤答を避けやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-08-21